第１部　計画の基本的な考え方

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

〔１〕計画策定の背景

国では、平成21年（2009年）12月に「障害者の権利に関する条約(仮称)」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下で「障がい者制度改革推進会議」を開催し障害者制度改革に向けた検討が行われています。平成22年（2010年）６月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見)」が、また平成22年（2010年）12月には「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が障がい者制度改革推進会議から提出され、第一次意見を踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」が閣議決定されました。この閣議決定では、「障害者自立支援法」に替わる「(仮称）障害者総合福祉法」について平成25年（2013年）８月までの施行を目指すこととされています。

また、平成23年（2011年）６月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法、平成24年（2012年）10月施行）が可決成立し、障害のある人に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、市に「障害者虐待防止センター」を設置することが求められています。

その後、平成23年（2011年）８月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害を理由とした差別の禁止などが明文化されています。

〔２〕本市の計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成19年３月に平成23年度までを計画期間とする「加東市障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害者施策を推進しています。

障害者基本計画による総合的な障害者施策を推進する中で、国においては、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、この法律を踏まえ、本市では平成19年３月に「加東市障害福祉計画（第１期：平成18～20年度)」を、平成21年３月に「加東市障害福祉計画（第２期：平成21～23年度)」を策定しました。

これまで両計画の推進を通じ、障害のある人及び障害のある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努めています。

現在、国において障害者制度改革が進められている状況の中、本市の障害のある人が円滑に地域に移行し自立した生活を送ることができるよう、引き続き、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

このため、「加東市障害者基本計画（平成24～29年度)」及び「加東市障害福祉計画（第３期：平成24～26年度)」では、国の制度改革の動向を注視しながら、第１

期及び第２期計画での成果や課題を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制を一層充実するため、平成26年度における数値目標及び障害福祉サービス見込み量を改めて設定し策定するものです。

なお、先般改正・施行された「障害者基本法」の考え方を踏まえ引き続き障害者施策を推進しつつ、関係法の改正などの動向に合わせ必要な見直しを実施し、計画の充実に努めます。

２　計画の位置づけ及び性格

〔１〕計画の位置づけ

加東市障害者基本計画は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

加東市障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画とし、基本理念「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち　加東」を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、両計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「加東市総合計画」の部門別計画として、障害のある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

〔２〕計画の性格

加東市障害者基本計画は、障害者基本法第11条第３項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第１項に定める市町村障害福祉計画です。

加東市障害者基本計画及び第３期障害福祉計画は、「加東市地域福祉計画」「加東市高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

【計画の位置づけ】

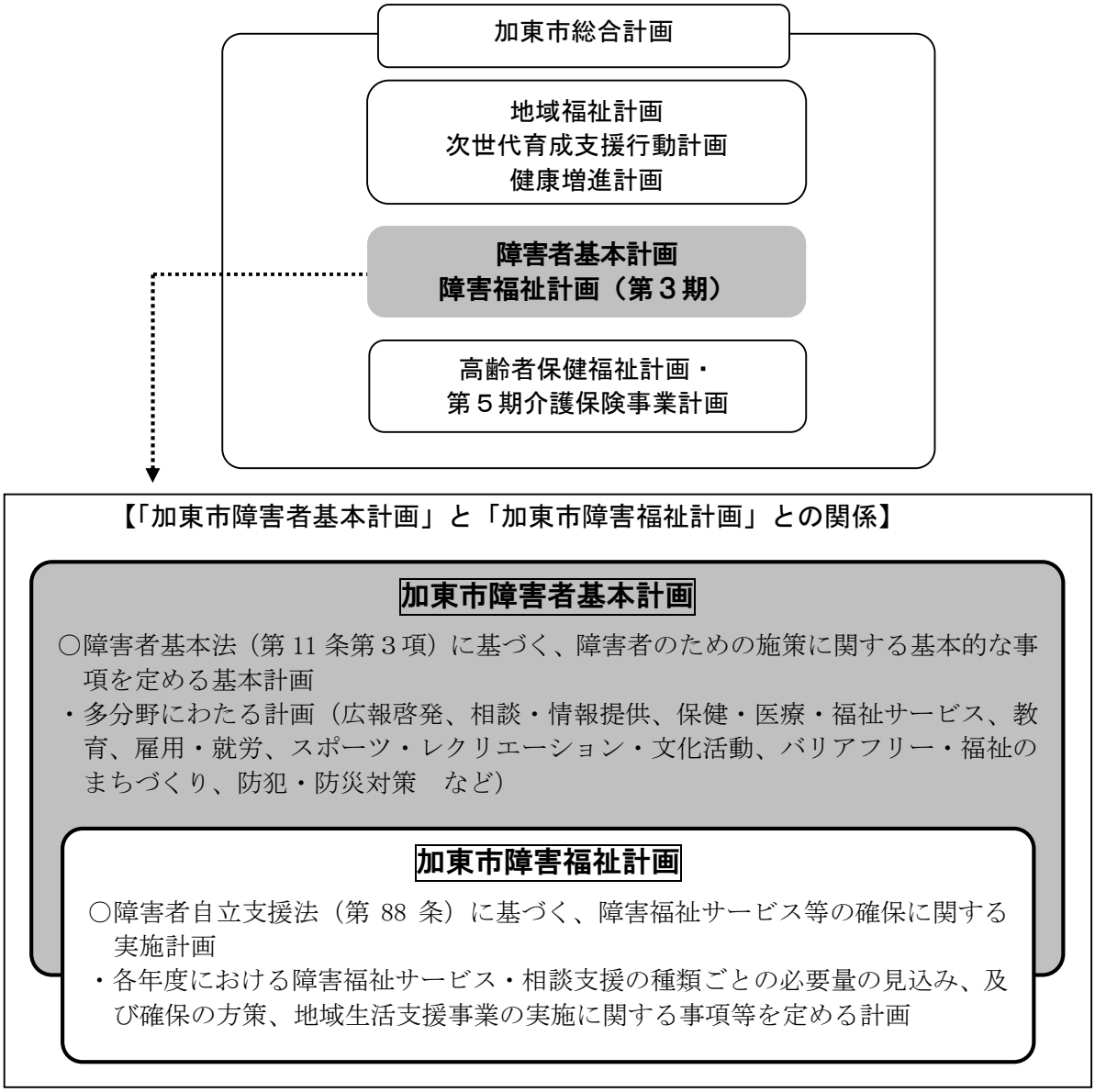

3　計画の期間

障害者基本計画の計画期間は平成24年度から平成29年度までとし、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、障害福祉計画（第３期）の計画期間は、平成24年度から平成26年度までとし、国及び兵庫県の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要なサービス量の見込み及びサービス見込み量の確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

4　計画の策定体制

計画策定にあたり、次に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

〔１〕障害のある人の現状を把握するための実態調査の実施

障害のある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害のある人の現状を把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成23年３月に「加東市障害者基本計画及び障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

〔２〕障害者計画策定委員会の開催

計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、障害者計画策定委員会を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

〔３〕市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、上記〔１〕の障害のある人の現状を把握するための実態調査に加え、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

<table>
<tr><td>平成 24 年度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">加　東　市　　障　害　者　基　本　計　画</td></tr>
<tr><td colspan="3">加東市障害福祉計画（第３期）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

＊本計画で記載している計画の名称について
- 障害者基本計画
  〔計画期間：平成 18 年度（2006 年度）から平成 23 年度（2011 年度）〕
  〔計画期間：平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度）〕
- 第１期計画：加東市障害福祉計画（第１期）
  〔計画期間：平成 18 年度（2006 年度）から平成 20 年度（2008 年度）〕
- 第２期計画：加東市障害福祉計画（第２期）
  〔計画期間：平成 21 年度（2009 年度）から平成 23 年度（2011 年度）〕
- 第３期計画：加東市障害福祉計画（第３期）
  〔計画期間：平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）〕

第２章　本市の障害のある人を取り巻く状況

１　人口の動向

本市の総人口は、横ばい状態から微減傾向で推移しており、平成 23 年には 40,159 人となっています。

年齢３区分でみると、高齢者人口が増加しており、平成 19 年には高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）が 20.7％でしたが、平成 23 年には 22.0％と、この５年間で 1.3 ポイント上昇しています。

【総人口及び年齢３区分別人口の推移】

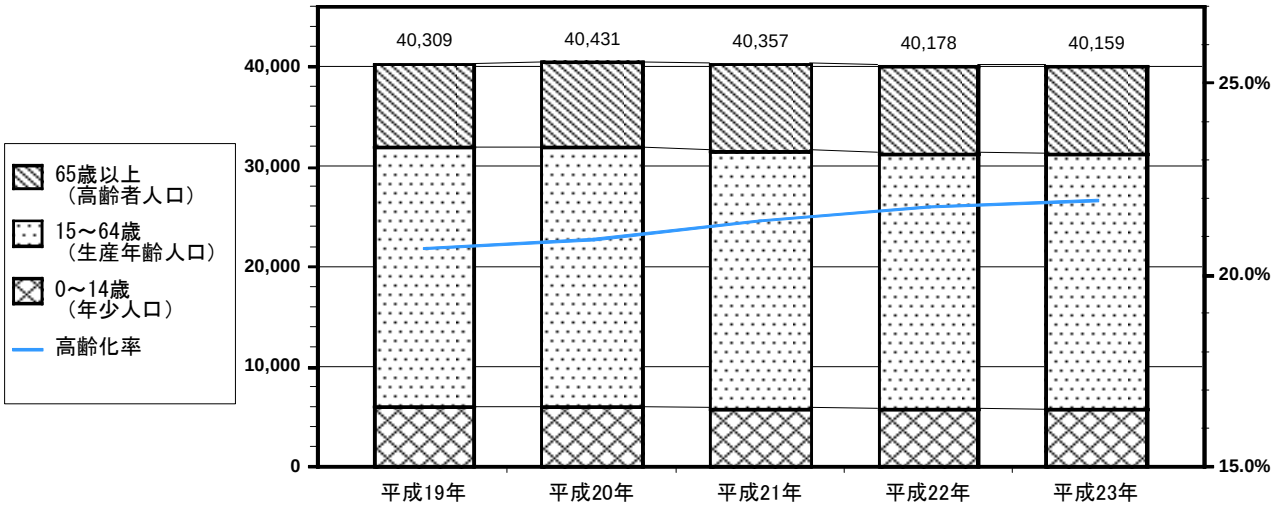

項　目	平成19年（2007年）	平成20年（2008年）	平成21年（2009年）	平成22年（2010年）	平成23年（2011年）
総　人　口	40,309 人	40,431 人	40,357 人	40,178 人	40,159 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14 歳（年少人口）	6,016 人	6,022 人	5,944 人	5,823 人	5,768 人
	14.9%	14.9%	14.7%	14.5%	14.4%
15～64 歳（生産年齢人口）	25,945 人	25,945 人	25,773 人	25,595 人	25,576 人
	64.4%	64.2%	63.9%	63.7%	63.7%
65 歳以上（高齢者人口）	8,348 人	8,464 人	8,640 人	8,760 人	8,815 人
	20.7%	20.9%	21.4%	21.8%	21.9%

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）
※表の下段は総人口に対する構成比

2　障害のある人の状況

〔１〕障害者数の推移

身体障害者・知的障害者・精神障害者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあり、平成23年は身体障害者手帳が1,500人、療育手帳が238人、精神障害者保健福祉手帳が178人となっています。平成19年と比較すると、身体障害者手帳は1.07倍（93人増）、療育手帳は1.28倍（52人増）、精神障害者保健福祉手帳は1.38倍（49人増）、それぞれ増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

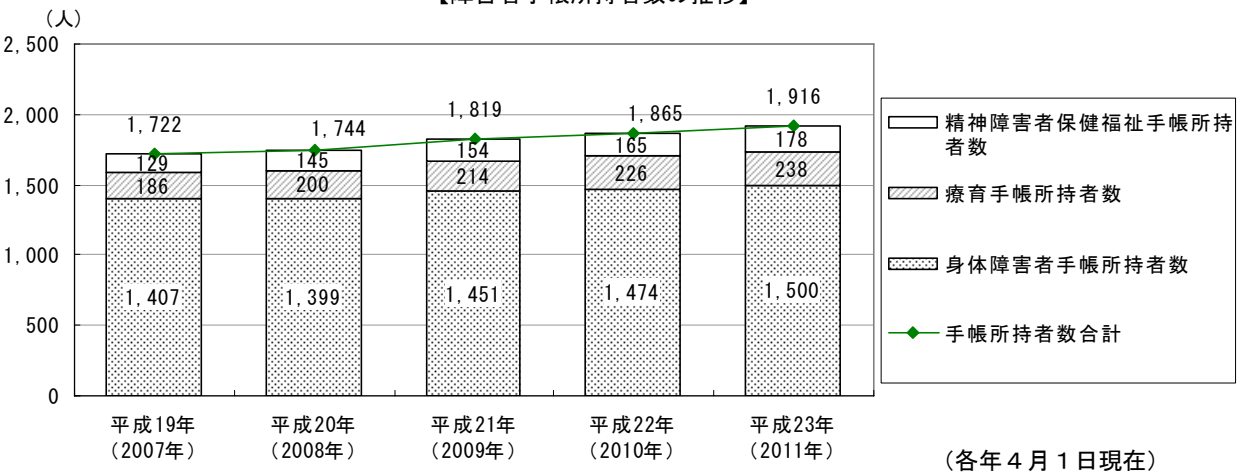

（各年４月１日現在）

総人口に占める各障害者数の割合の推移をみると、いずれの手帳所持者の割合も上昇傾向にあります。特に身体障害者は平成19年の3.49%から平成23年は3.74%と0.25ポイント上昇し、知的障害者及び精神障害者に比べ手帳所持者の伸び幅は大きくなっています。

【障害者手帳所持者数の推移（総人口に占める割合の推移）】

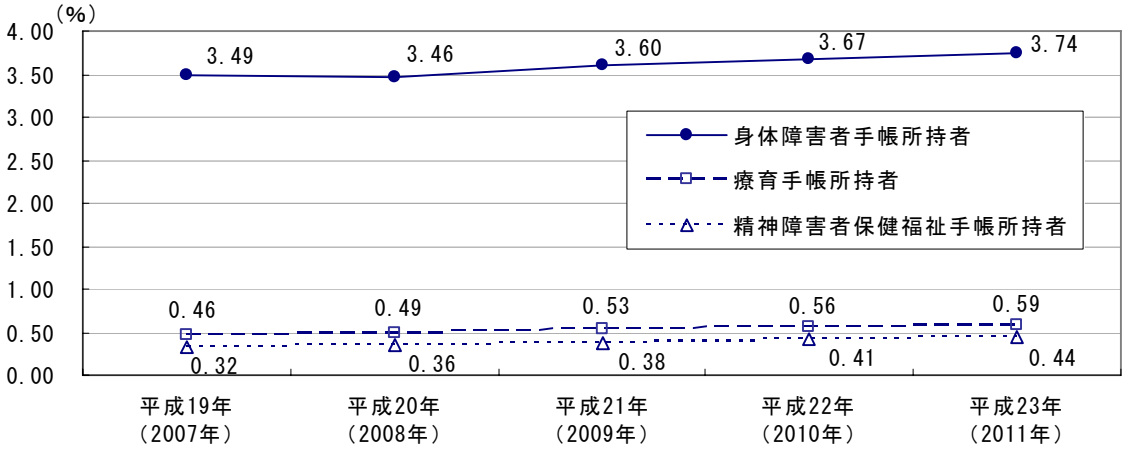

資料：住民基本台帳及び外国人登録
※算出に用いた各手帳所持者数は前掲のグラフと同様

〔２〕障害別・等級別障害者の状況

（１）身体障害者

① 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数を年齢別にみると、18歳以上は年々増加傾向にあり、平成18年度の1,366人に比べ、平成22年度は1,462人で、７％上昇しています。一方、18歳未満は微減となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	41 人	41 人	41 人	39 人	38 人
18～64 歳	435 人	426 人	438 人	435 人	433 人
65 歳以上	931 人	932 人	972 人	1,000 人	1,029 人
合 計	1,407 人	1,399 人	1,451 人	1,474 人	1,500 人

（各年度３月 31 日現在）

② 身体障害者手帳所持者の等級別構成比

等級別構成比をみると、近年大きな変化はないものの、１級、２級、４級の割合がやや増加し、３級、５級、６級の割合がやや減少傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
１級	25.9% (364 人)	26.0% (363 人)	25.8% (375 人)	27.1% (399 人)	27.3% (409 人)
２級	14.3% (201 人)	13.7% (191 人)	14.2% (206 人)	14.0% (207 人)	14.3% (214 人)
３級	17.2% (242 人)	16.7% (234 人)	16.8% (244 人)	15.9% (235 人)	15.9% (238 人)
４級	27.3% (385 人)	28.5% (399 人)	28.3% (410 人)	28.6% (421 人)	28.8% (432 人)
５級	8.9% (125 人)	8.6% (121 人)	8.8% (128 人)	8.3% (122 人)	7.8% (118 人)
６級	6.4% (90 人)	6.5% (91 人)	6.1% (88 人)	6.1% (90 人)	5.9% (89 人)
合 計	1,407 人	1,399 人	1,451 人	1,474 人	1,500 人

（各年度３月 31 日現在）

③ 身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比

障害の種類別構成比をみると、肢体不自由の割合がいずれの年度も６割を超え、次いで内部障害が高くなっています。構成比の推移をみると、肢体不自由は増加傾向、内部障害は微増の状況にあります。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別構成比の推移】

	全　体	視覚障害	聴覚障害・平衡機能	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
平成 18 年度	1,407 人	6.4% (90 人)	7.4% (104 人)	1.4% (19 人)	62.5% (880 人)	22.3% (314 人)
平成 19 年度	1,399 人	6.1% (85 人)	7.1% (100 人)	1.4% (19 人)	63.5% (889 人)	21.9% (306 人)
平成 20 年度	1,451 人	5.9% (86 人)	6.7% (97 人)	1.2% (18 人)	64.5% (935 人)	21.7% (315 人)
平成 21 年度	1,474 人	5.9% (87 人)	6.2% (91 人)	1.3% (19 人)	64.4% (950 人)	22.2% (327 人)
平成 22 年度	1,500 人	5.8% (87 人)	5.9% (88 人)	1.3% (19 人)	64.8% (972 人)	22.2% (334 人)

（各年度３月 31 日現在）

④ 身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布

身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布をみると、視覚障害と内部障害は１級が最も多く、聴覚障害は６級、音声・言語機能障害は３級、肢体不自由は４級が最も多くなっています。

【身体障害者手帳所持者の障害種類別の等級の分布】

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合 計
視覚障害	29 人	23 人	4 人	11 人	14 人	6 人	87 人
聴覚障害・平衡機能	5 人	24 人	13 人	17 人	1 人	28 人	88 人
音声・言語機能障害	0 人	2 人	13 人	4 人	0 人	0 人	19 人
肢体不自由	155 人	161 人	162 人	336 人	103 人	55 人	972 人
内部障害	220 人	4 人	46 人	64 人	0 人	0 人	334 人
合　　計	409 人	214 人	238 人	432 人	118 人	89 人	1,500 人

（平成23年３月31日現在）

（２）知的障害者

① 年齢別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は年々増加し、平成22年度は18歳未満が108人、18歳以上が130人で、計238人となっています。平成18年度に比べ52人増、1.28倍の伸びとなっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	80 人	93 人	99 人	105 人	108 人
18～64 歳	99 人	99 人	106 人	111 人	120 人
65 歳以上	7 人	8 人	9 人	10 人	10 人
合 計	186 人	200 人	214 人	226 人	238 人

（各年度３月 31 日現在）

② 療育手帳所持者の障害程度別構成比

障害の程度別構成比をみると、平成22年度はＡ（重度）が35.3%、Ｂ１（中度）が31.1%、Ｂ２（軽度）が33.6%となっています。構成比の推移をみると、Ａ（重度）が減少傾向、Ｂ１（中度)、Ｂ２（軽度）がやや増加傾向となっています。

【療育手帳所持者の障害程度別構成比の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
Ａ	40.9% (76 人)	37.5% (75 人)	35.5% (76 人)	35.4% (80 人)	35.3% (84 人)
Ｂ１	28.5% (53 人)	29.5% (59 人)	31.3% (67 人)	31.0% (70 人)	31.1% (74 人)
Ｂ２	30.6% (57 人)	33.0% (66 人)	33.2% (71 人)	33.6% (76 人)	33.6% (80 人)
合計	186 人	200 人	214 人	226 人	238 人

（各年度３月 31 日現在）

（３）精神障害者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、平成22年度は18歳未満が１人、18歳以上が177人で、計178人となっています。平成18年度合計に比べ49人増、1.38倍の伸びとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
18 歳未満	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
18～64 歳	99 人	116 人	123 人	131 人	134 人
65 歳以上	30 人	29 人	31 人	33 人	43 人
合 計	129 人	145 人	154 人	165 人	178 人

（各年度３月 31 日現在）

② 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比

手帳所持者の等級別構成比は、各年度とも２級が最も多く過半数を占めていますが、その割合は年々減少傾向にあり、平成18年度の67.5％から平成22年度は62.4％（111人）となっています。これに対し、平成18年度以降、１級はほぼ横ばい、３級は増加傾向で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持級別構成者の等級別構成比の推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
１級	24.0% (31 人)	26.2% (38 人)	22.7% (35 人)	23.0% (38 人)	23.0% (41 人)
２級	67.5% (87 人)	64.1% (93 人)	64.3% (99 人)	63.0% (104 人)	62.4% (111 人)
３級	8.5% (11 人)	9.7% (14 人)	13.0% (20 人)	14.0% (23 人)	14.6% (26 人)
合計	129 人	145 人	154 人	165 人	178 人

（各年度３月 31 日現在）

〔３〕障害程度区分認定者

障害程度区分

障害のある人に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能

障害程度区分認定者は年々増加し、平成22年度は106人で、平成20年度に比べ5.30倍（86人増）に増加しています。区分内訳では、「区分４」及び「区分５」が25人で最も多く、それぞれ23.6%を占めています。これに次いで「区分３」が21.7%（23人）、「区分６」が19.8%（21人）となっています。

【障害程度区分認定者数（全体）の推移】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
区分６	4 人	20 人	21 人
区分５	1 人	18 人	25 人
区分４	8 人	15 人	25 人
区分３	5 人	14 人	23 人
区分２	2 人	9 人	9 人
区分１	0 人	2 人	3 人
非該当	0 人	0 人	0 人
合計	20 人	78 人	106 人

（各年度３月 31 日現在）

主な障害種別で障害程度区分認定者数をみると、知的障害者の認定者数が52人で最も多くなっています。内訳をみると、身体障害者は「区分６」が17人で最も多く、知的障害者は「区分４」（16人）及び「区分５」（15人）が多くなっています。精神障害者は「区分３」（5人）及び「区分２」（4人）が多くなっています。

【障害程度区分認定者数（主たる障害種別）の推移】

	身体障害	知的障害	精神障害	合　計
区分６	17 人	4 人	0 人	21 人
区分５	9 人	15 人	1 人	25 人
区分４	9 人	16 人	0 人	25 人
区分３	6 人	12 人	5 人	23 人
区分２	2 人	3 人	4 人	9 人
区分１	1 人	2 人	0 人	3 人
非該当	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	44 人	52 人	10 人	106 人

（平成 23 年３月 31 日現在）

３　アンケート調査による障害のある人の現状とニーズ

〔１〕調査の概要

（１）調査の種類及び対象者

■アンケート調査①（身体障害者、知的障害者が対象）
平成23年３月１日現在、加東市にお住まいで身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の中から無作為抽出。
■アンケート調査②（精神障害者が対象）
平成23年３月１日現在、加東市にお住まいで精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出。

調査期間：平成 23 年３月４日（金）～平成 23 年３月 25 日（金）まで
調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等の代理による）
郵送による配布・回収

（２）回収結果

	配　布　数	有効回収数	回　収　率
アンケート①（身体障害者手帳、療育手帳保有者が対象）	※ 725	388	53.5%
アンケート②（精神障害者保健福祉手帳保有者が対象）	75	46	61.3%

※　アンケート①の配布数725票中、身体：625票、知的：100票　となっています。

〔２〕調査結果の抜粋

※ 各ｸﾞﾗﾌの構成比の小数点第１位未満は四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。

（１）年齢構成

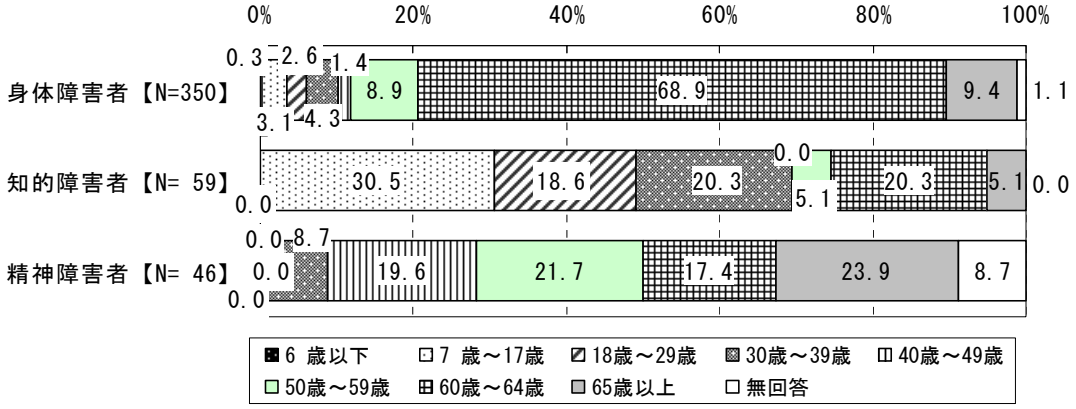

年齢については、身体障害者では「60～64 歳」が最も多くなっています。一方「59 歳以下」の割合は約２割となっています。知的障害者では「７～17 歳」が最も多く、「18～29 歳」と合わせると、ほぼ半数となっています。精神障害者では「40～49 歳」「50～59 歳」「60～64 歳」「65 歳以上」がそれぞれ２割前後となっています。

（２）現在の生活で困っていることや不安に思っていること

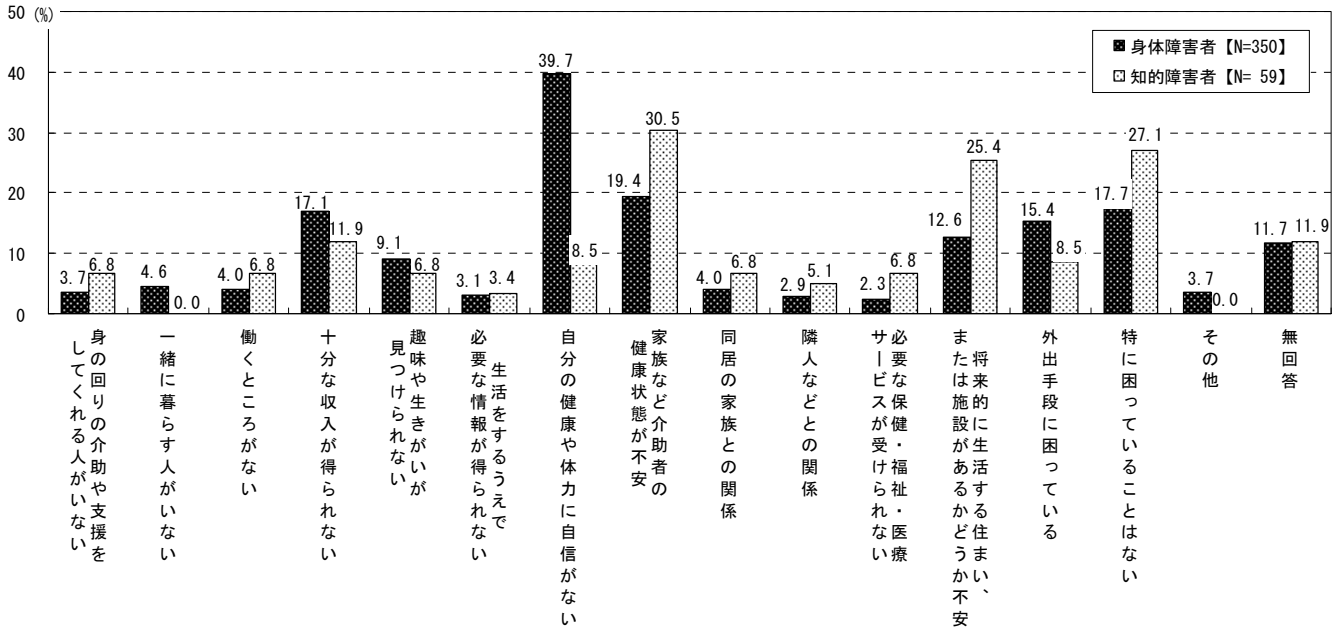

生活上での不安や困っていることについては、身体障害者では「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっており、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」、「十分な収入が得られない」が続いています。知的障害者では「家族など介助者の健康状態が不安」が最も高くなっており、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、「十分な収入が得られない」が続いています。

（３）緊急災害時に困ると予想されること

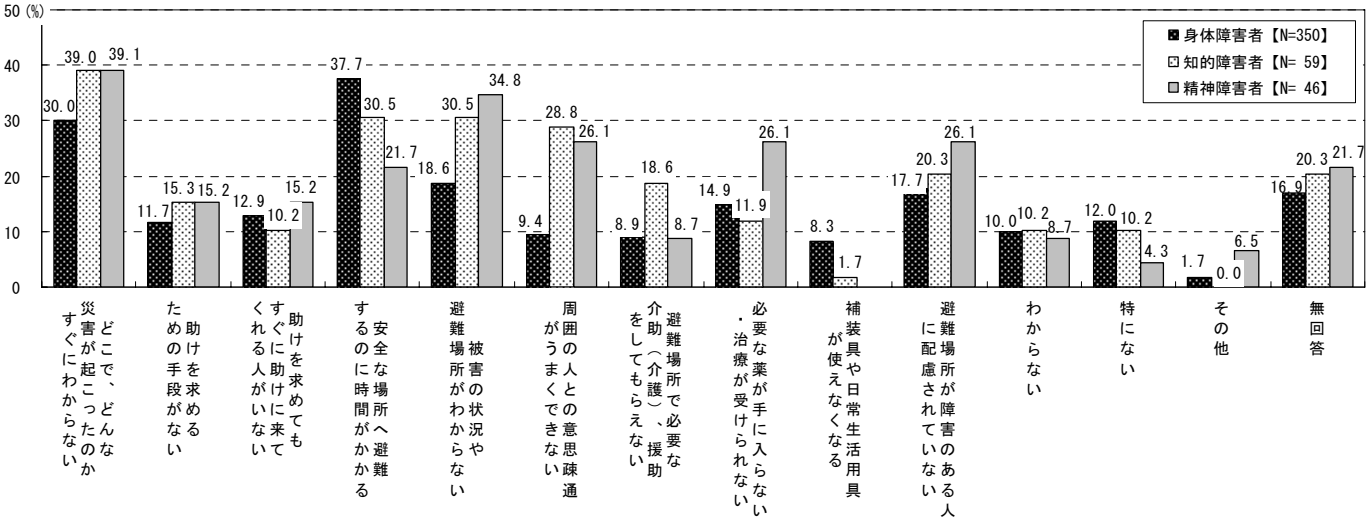

災害等緊急時に困ると思われることについてみると、「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」が身体障害者で３割、知的障害者、精神障害者でおよそ４割となっています。

障害種別によって差が大きいのは「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」で、身体障害者が 37.7％であるのに対して、精神障害者では 21.7％となっています。

（４）悩みや困ったことを相談する相手

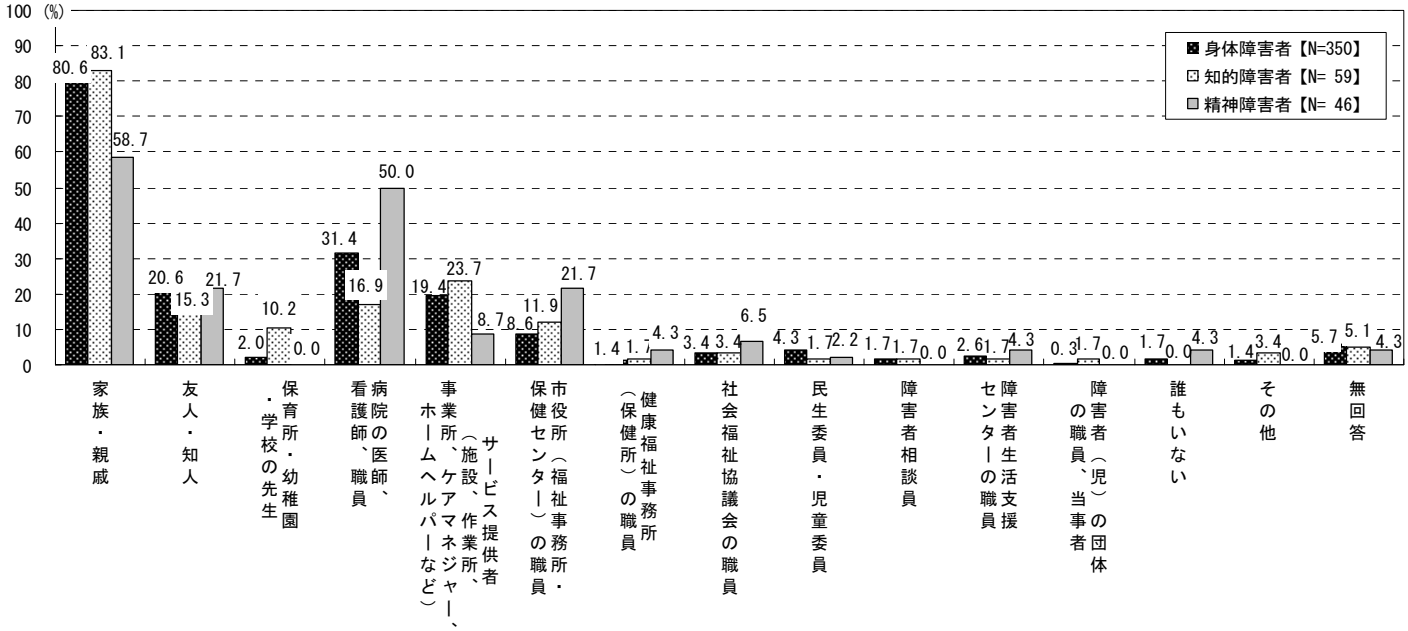

悩みや困ったことを相談する相手についてみると、「家族・親戚」がいずれの障害でも最も多くなっていますが、身体、知的障害者で８割以上であるのに対し、精神障害者は 58.7％と２割以上低くなっています。一方「病院の医師、看護師、職員」が精神障害者では５割となっており、身体、知的障害者に比べ高くなっています。

（５）毎日の生活における介助者の有無

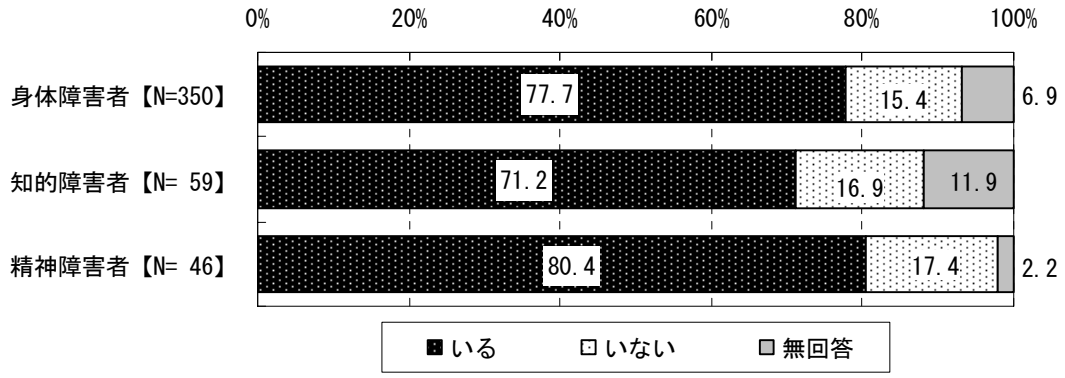

毎日の生活の介助(援助)者がいるかについては､身体障害者では｢いる｣が 77.7％、知的障害者では「いる」が 71.2％、精神障害者では「いる」が 80.4％となっています。

（６）介助者が困っていること

≪身体障害者の介助者が困っていること≫

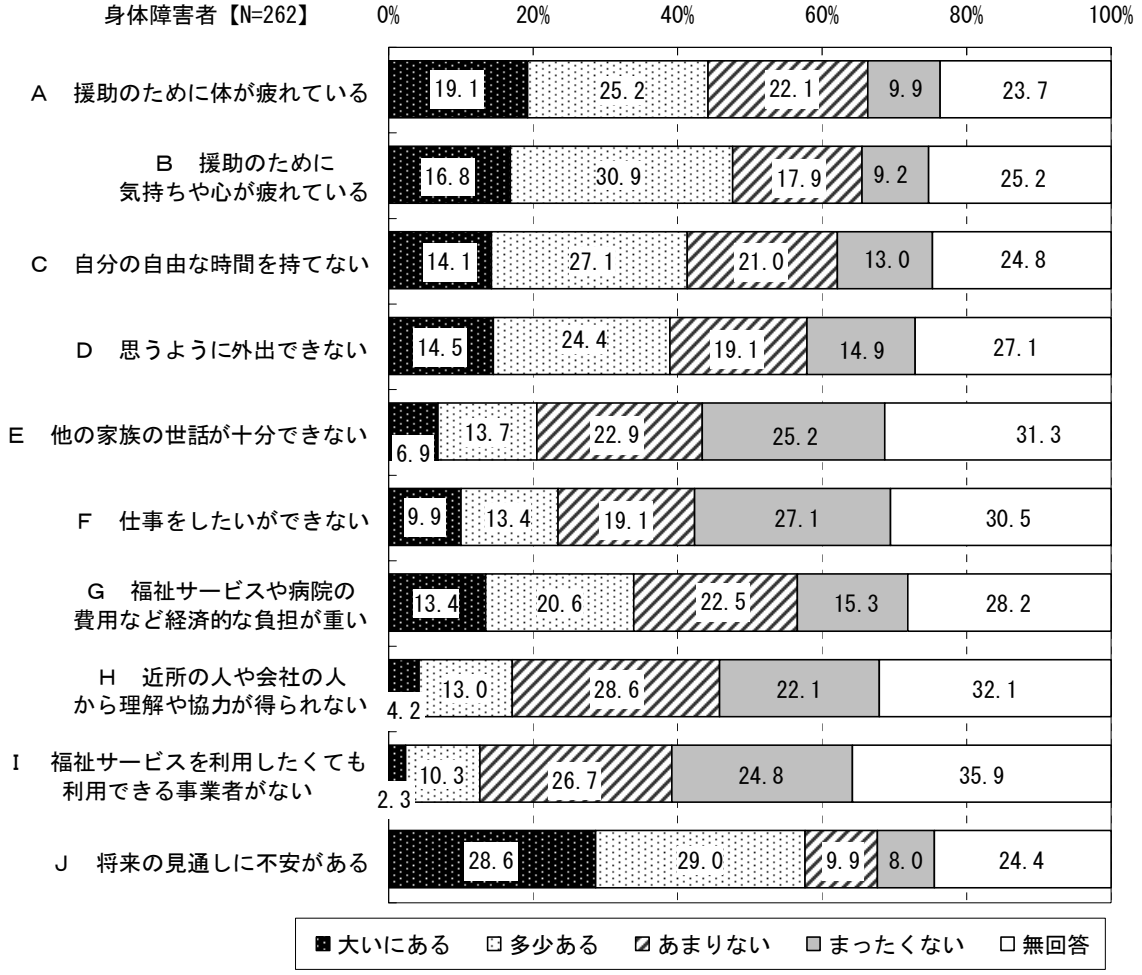

身体障害者を主に介助している人が困っていること（困っているのではないかと思うこと）をみると、「大いにある」と回答した割合が、身体障害者の中で最も多かったのは「Ｊ　将来の見通しに不安がある」の 28.6%ですが、知的障害者の 48.8%、精神障害者の 64.3%と比べると小さいといえます。

また、「大いにある」「多少ある」を合わせた割合が他の障害と比べて小さいのは「Ｉ福祉サービスを利用したくても利用できる事業者がない」の 12.6%となっています。

≪知的障害者の介助者が困っていること≫

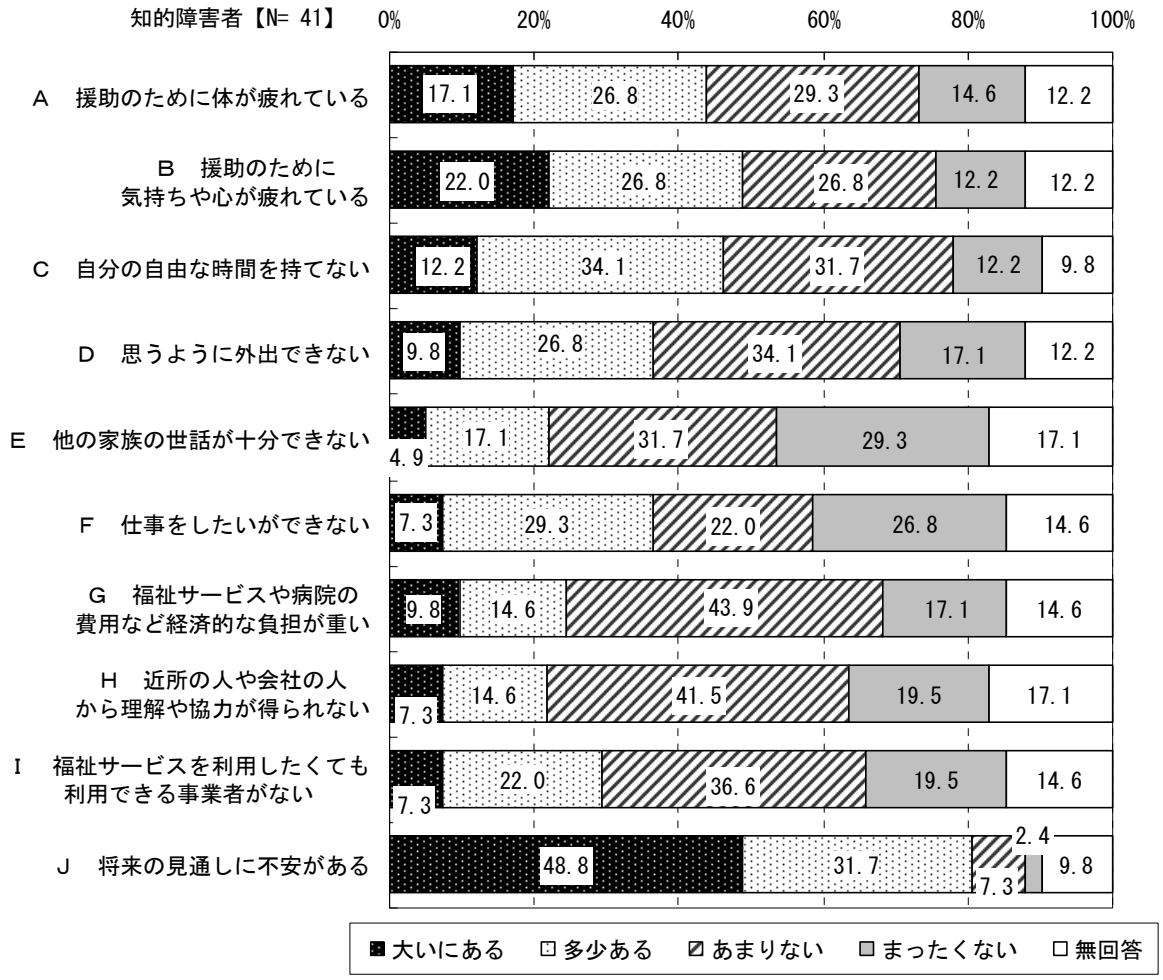

知的障害者を主に介助している人が困っていること（困っているのではないかと思うこと）をみると、「大いにある」と回答した割合が、知的障害者の中で最も多かったのは「Ｊ　将来の見通しに不安がある」の 48.8％です。

「Ｊ　将来の見通しに不安がある」について「大いにある」「多少ある」を合わせると 80.5％です。

≪精神障害者の援助者が困っていること≫

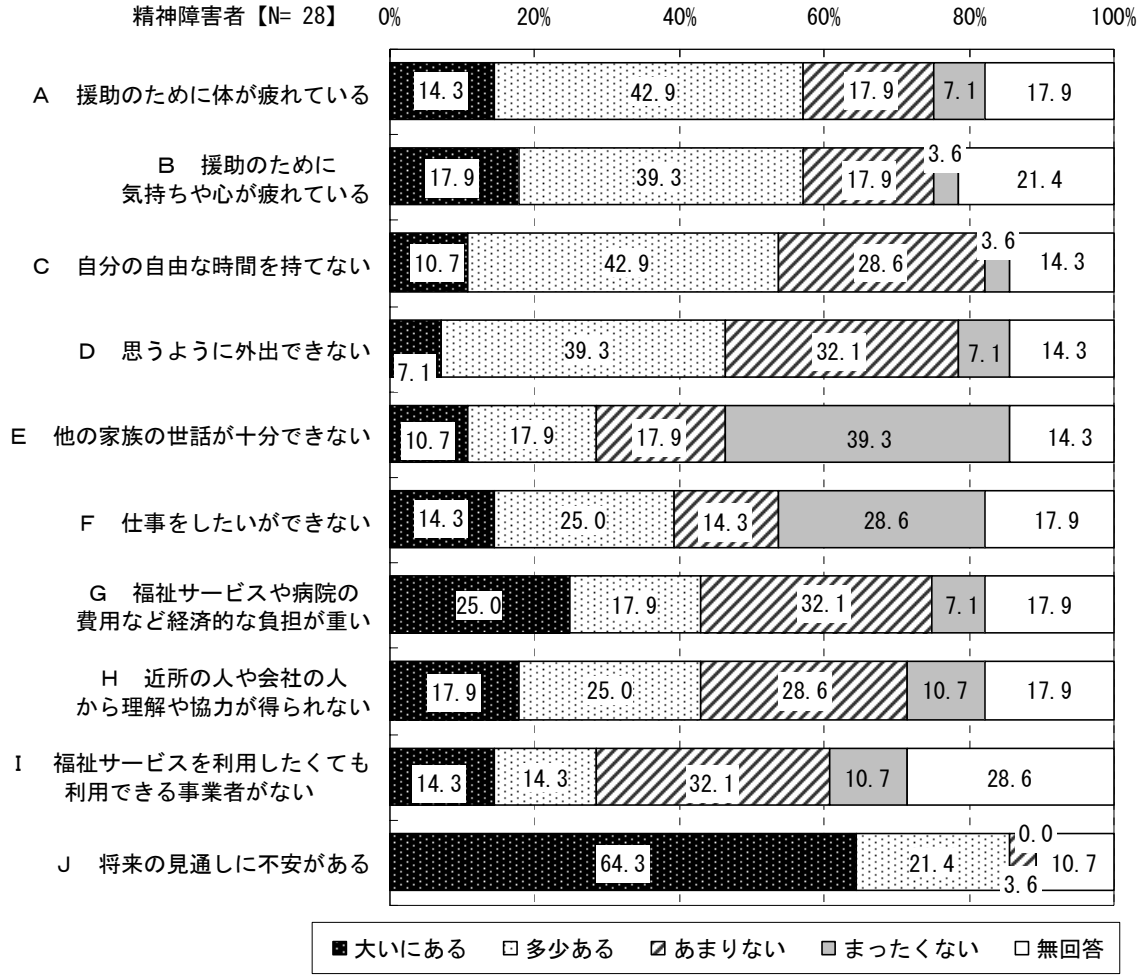

精神障害者を主に援助している人が困っていること（困っているのではないかと思うこと）をみると、「大いにある」「多少ある」を合わせた割合が他の障害と比べて大きいのは「G　福祉サービスや病院の費用など経済的な負担が重い」の 42.9%、「H 近所の人や会社のから理解や協力が得られない」の 42.9%、「J　将来の見通しに不安がある」の 85.7%となっています。

特に「J　将来の見通しに不安がある」の「大いにある」は 64.3%にのぼり、身体障害者の 28.6%、知的障害者の 48.8%と比べ多くなっています。

（７）仕事への満足度

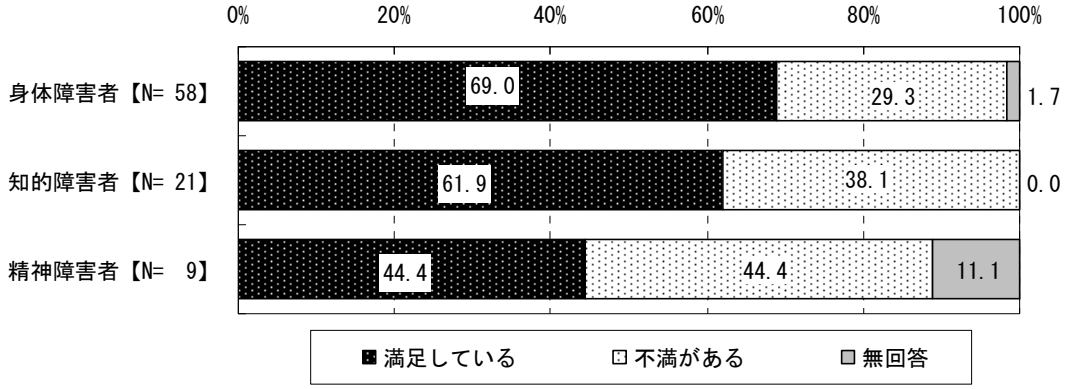

仕事への満足度をみると、身体障害者では「満足している」が 69.0%（40 人）、「不満がある」が 29.3%（17 人）となっています。

知的障害者では「満足している」が 61.9%（13 人）、「不満がある」が 38.1%（８人）となっています。　精神障害者では「満足している」「不満がある」ともに９人中４人と並んでいます。

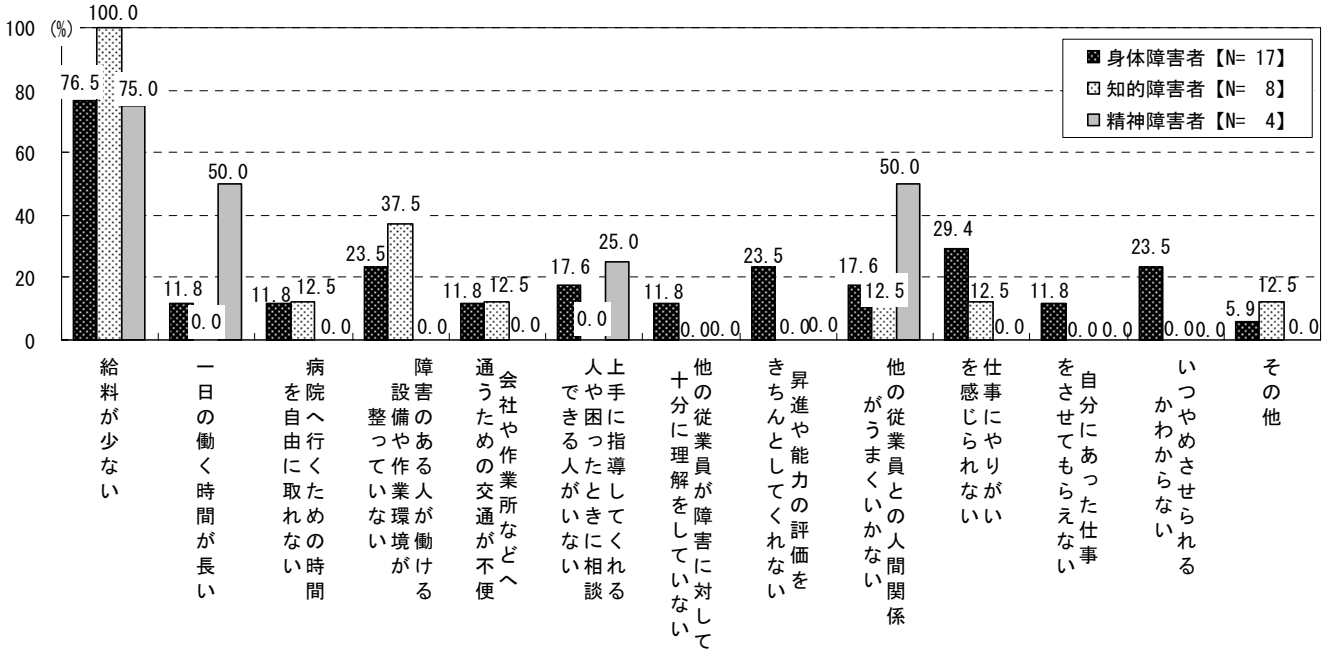

現在の仕事に「不満がある」理由をみると、身体障害者では「給料が少ない」が 17 人中 13 人で最も多く、次いで「仕事にやりがいを感じられない」が 17 人中５人となっています。

知的障害者では「給料が少ない」が８人中８人全員を占め、次いで「障害のある人が働ける設備や作業環境が整っていない」が８人中３人となっています。

精神障害者では「給料が少ない」が４人中３人で最も多く、次いで「一日の働く時間が長い」「他の作業員との人間関係がうまくいかない」が４人中２人となっています。

（８）通所・通学で困っていることや希望

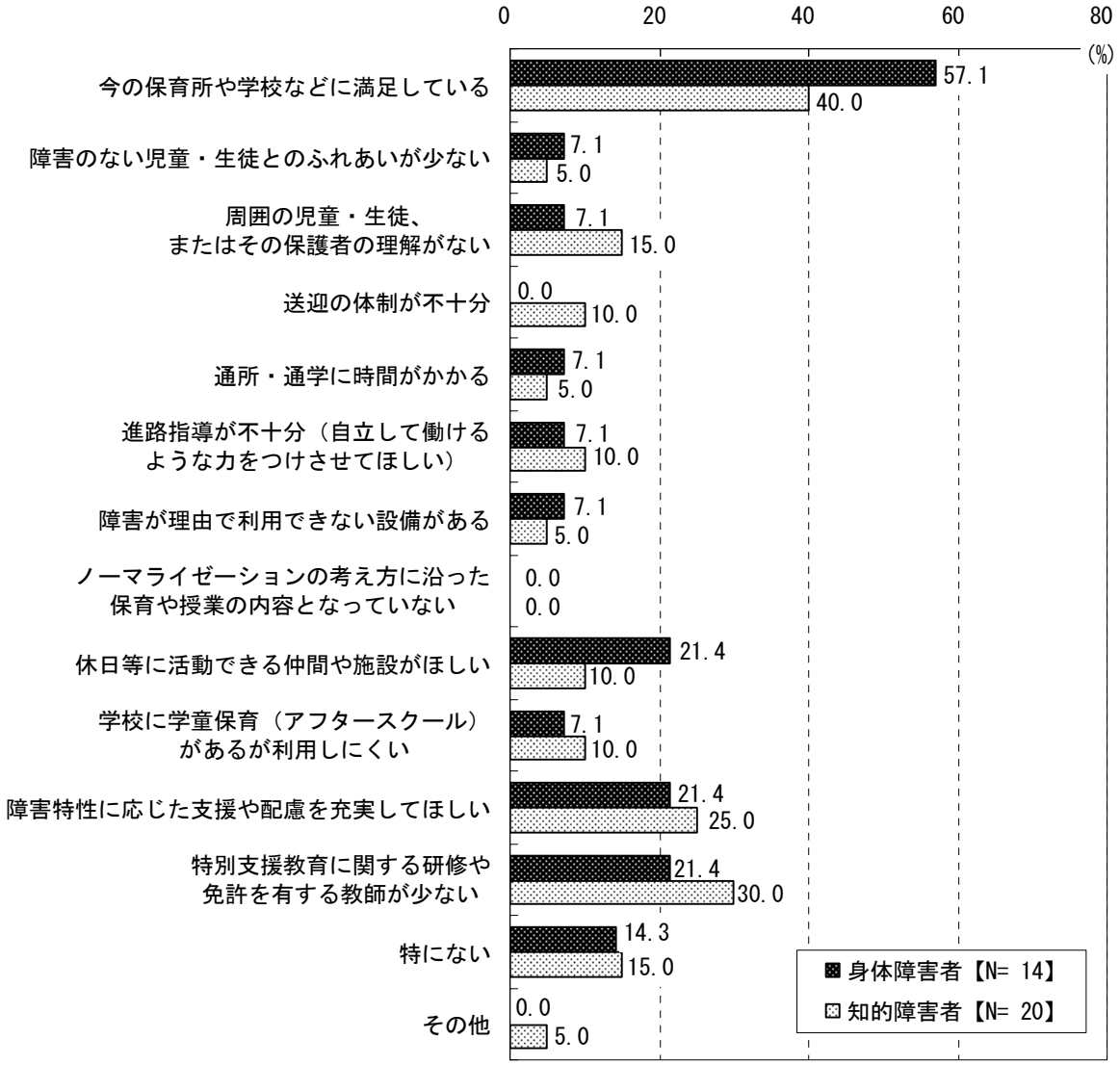

保育所・幼稚園・学校に通っている方が、通所・通学にあたり感じていることについては、「今の保育所や学校などに満足している」が身体障害者の 18 歳未満で 12 人中８人、知的障害者の 18 歳未満で 18 人中８人で最も多くなっています。

「障害特性に応じた支援や配慮を充実してほしい」は身体障害者で 14 人中３人、知的障害者で20 人中５人、「特別支援教育に関する研修や免許を有する教師が少ない」は身体障害者で 14 人中３人、知的障害者で 20 人中６人、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」は身体障害者で 14 人中３人、知的障害者で 20 人中２人となっています。

（９）「障害者自立支援医療（精神通院）」の利用

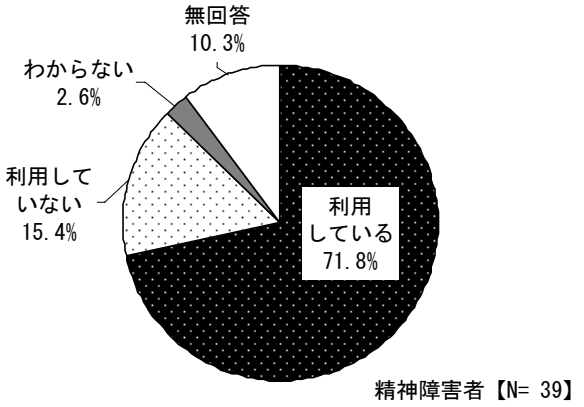

「障害者自立支援医療(精神通院)」の利用状況については、「利用している」が 71.8%、「利用していない」が 15.4%となっています。

（10）外出時に不便に感じること・困ること

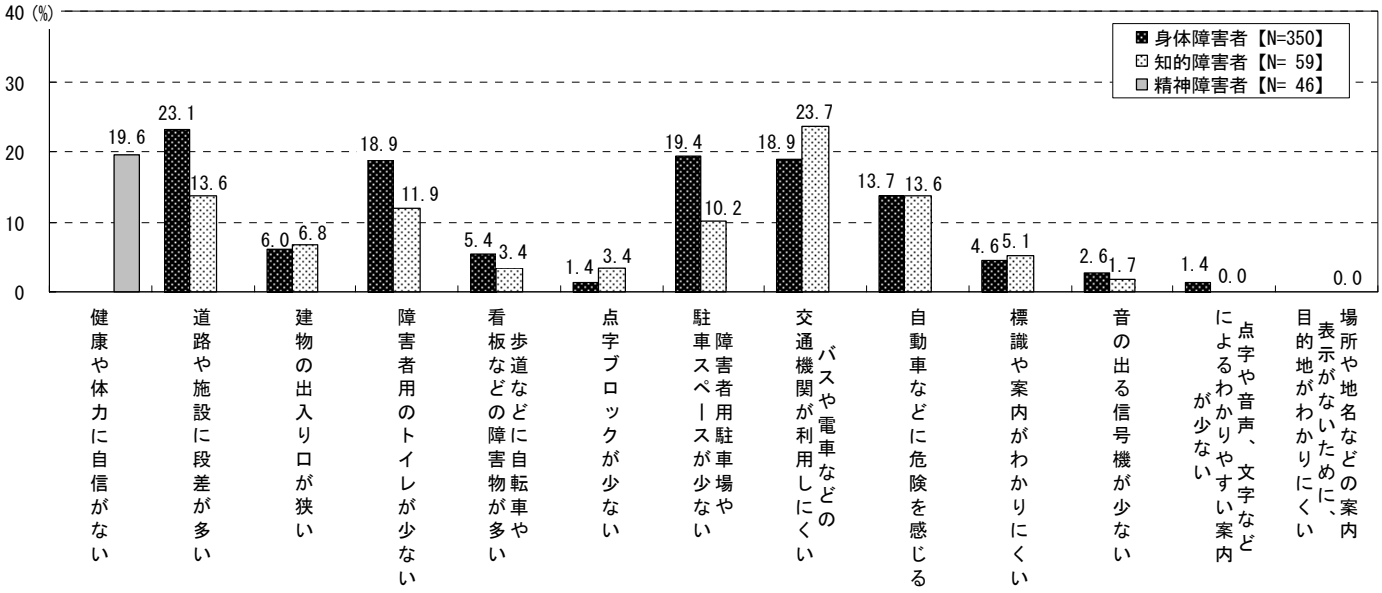

「健康や体力に自信がない」「場所や地名などの案内表示がないために、目的地がわかりにくい」は精神障害者のみの設問です。

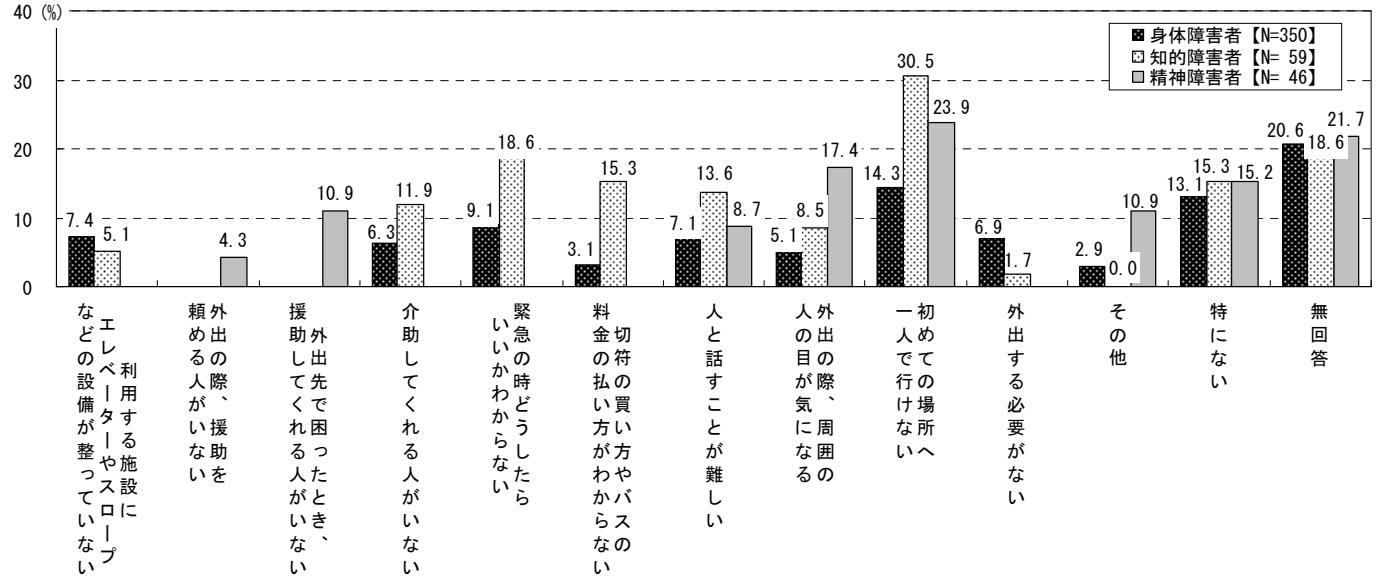

「外出の際、援助を頼める人がいない」「外出先で困ったとき、援助してくれる人がいない」は精神障害者のみの設問です。

外出しようとするとき、不便に感じることや困ることをみると、身体障害者では「道路や施設に段差が多い」が 23.1%で最も高くなっています。次いで「障害者用駐車場や駐車スペースが少ない」が 19.4%などの交通、施設に関するものが多くなっています。

知的障害者では「初めての場所へ一人で行けない」が 30.5%で最も高くなっています。次いで「バスや電車などの交通機関が利用しにくい」が 23.7%、「緊急の時どうしたらいいかわからない」が 18.6%となっています。

精神障害者では「初めての場所へ一人で行けない」が 23.9%で最も高くなっています。次いで「健康や体力に自信がない」が 19.6%、「外出の際、周囲の人の目が気になる」が 17.4%となっています。

（11）社会活動や地域行事に参加するために求められる支援

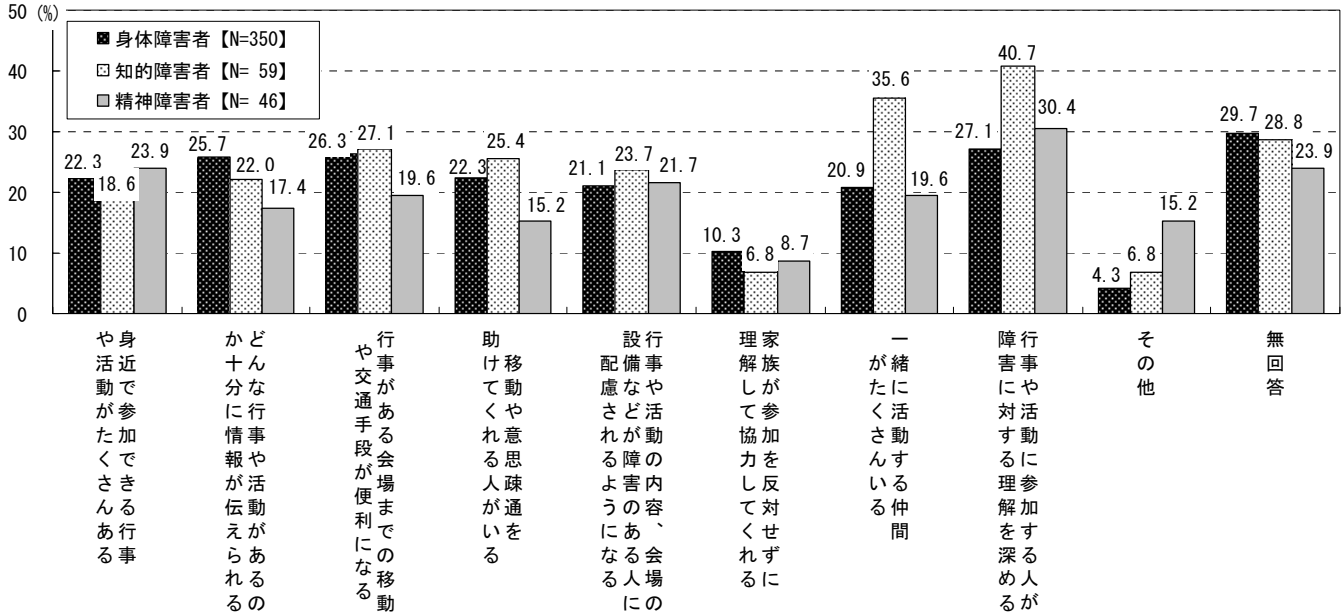

障害のある人が社会活動や地域行事に参加するためにあるとよい支援や助けについては、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」がどの障害でも最も多くなっており、身体障害者で 27.1%、知的障害者で 40.7%、精神障害者で 30.4%となっています。

18 歳未満をみると、「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」が身体障害者で 12 人中 8 人、知的障害者で 18 人中 12 人と最も多くなっています。

「行事や活動に参加する人が障害に対する理解を深める」に回答された率の高さにみられるように、「一緒に活動する仲間がたくさんいる」などの周囲の人の力を求めるものが多くあります。

また移動や交通手段が便利であることや十分な情報が伝えられることなどの環境的要因の求めも多くみられます。

（12）障害福祉サービス等に関する情報の入手先

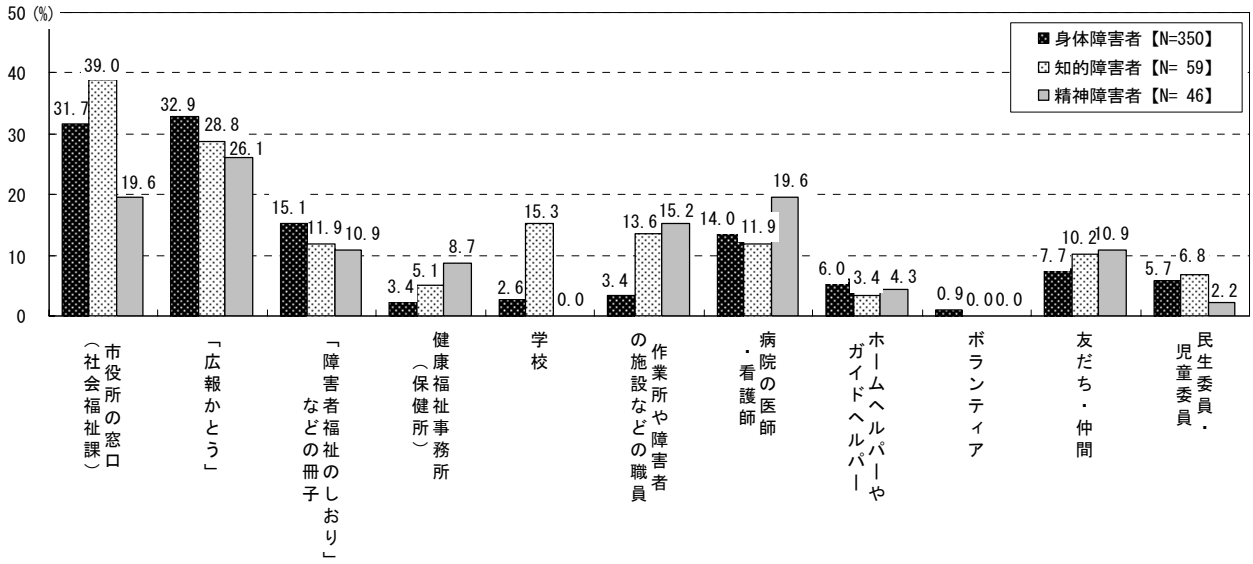

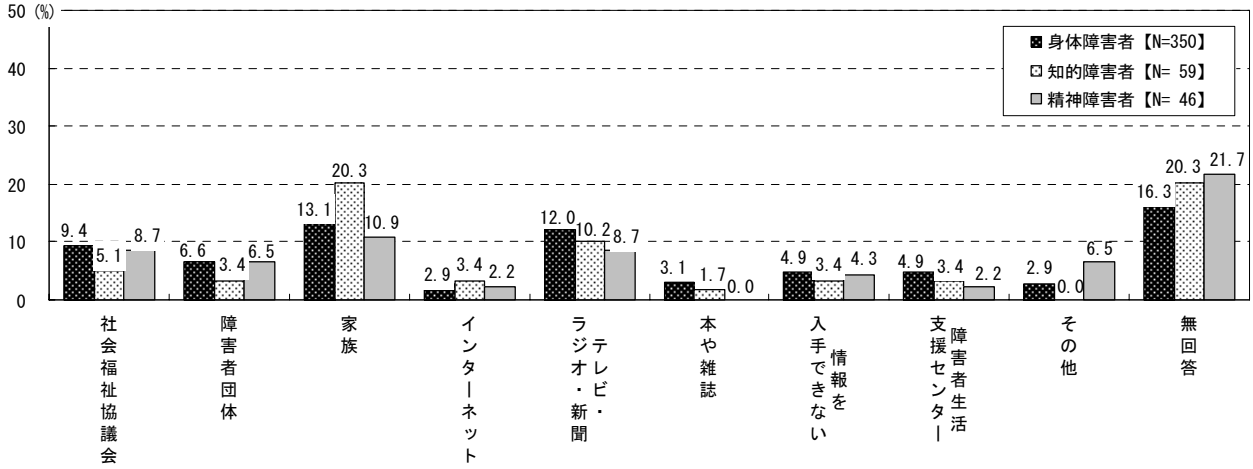

障害福祉サービス関連の情報入手先については、身体障害者では「広報かとう」が32.9％と最も多く、「市役所の窓口（社会福祉課）」が31.7％と続いています。知的障害者では「市役所の窓口（社会福祉課）」が39.0％と最も多く、次いで「広報かとう」が28.8％、「家族」が20.3％と続いています。精神障害者では「広報かとう」が26.1％と最も多く、次いで「市役所の窓口（社会福祉課）」、「病院の医師・看護師」が19.6％と続いています。

（13）障害福祉サービスの利用状況について

≪身体障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況≫

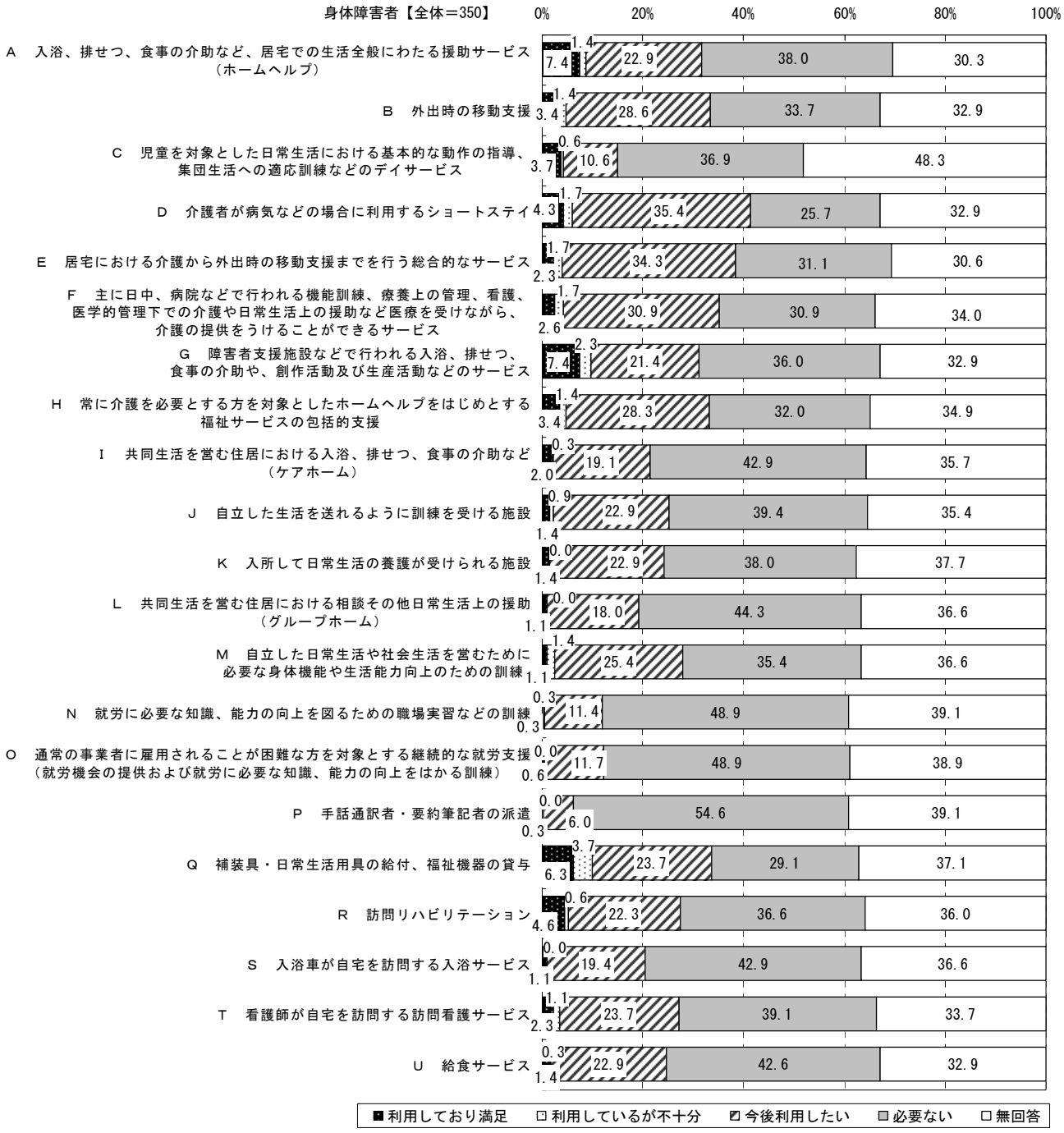

身体障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて３割を超えているサービスをみると、「Ｂ　外出時の移動支援」が 30.0%、「Ｄ　介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が 37.1%、「Ｅ　居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」が 36.0%、「Ｆ　主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など医療を受けながら、介護の提供をうけることができるサービス」が 32.6%となっています。

≪知的障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況≫

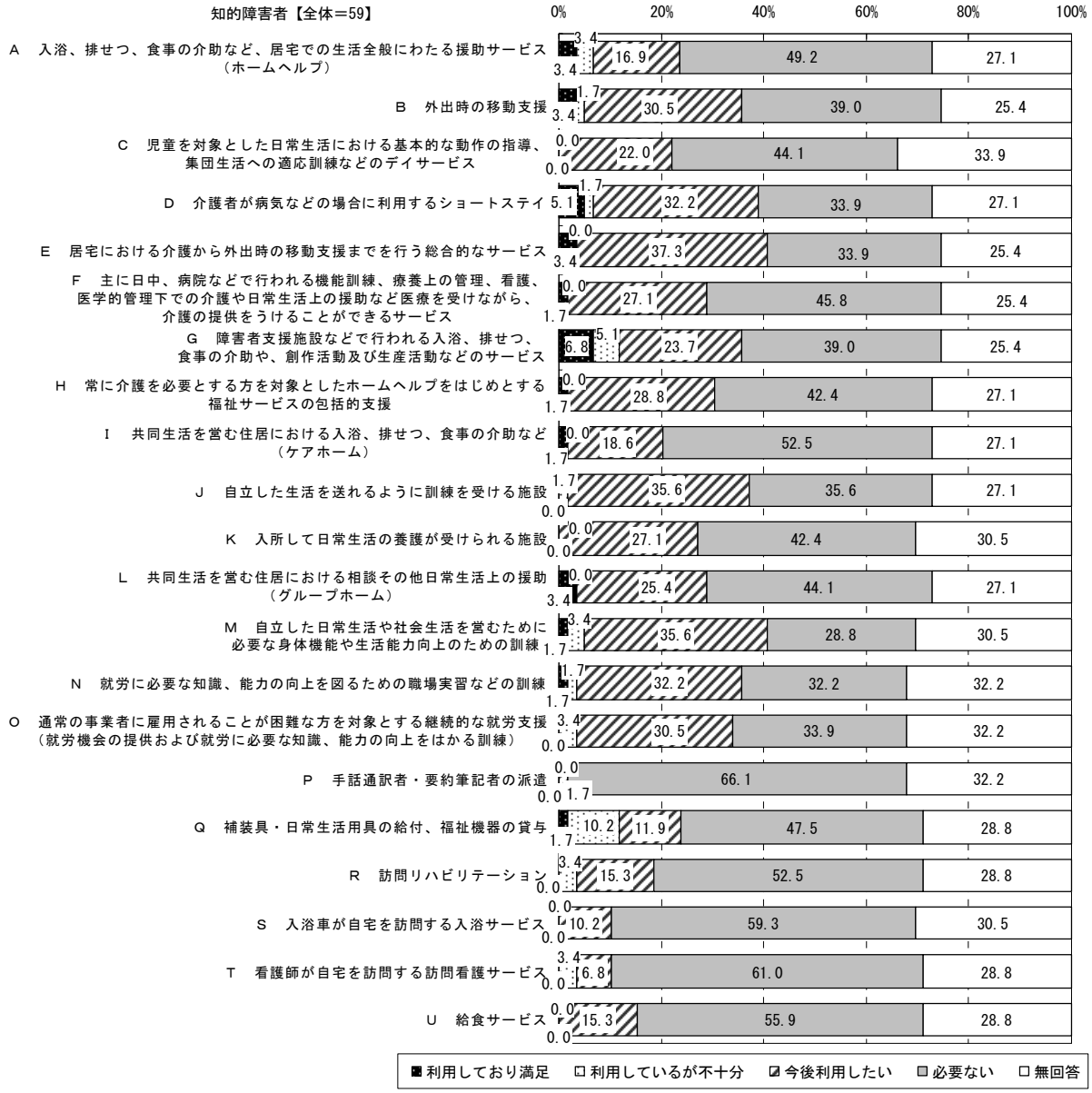

知的障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて３割を超えているサービスをみると、「Ｂ　外出時の移動支援」が 32.2%、「Ｄ　介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が 33.9%、「Ｅ　居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」が 37.3%、「Ｍ　自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が 39.0%、「Ｎ　就労に必要な知識、能力の向上を図るための職場実習などの訓練」が 33.9%、「Ｏ　通常の事業者に雇用されることが困難な方を対象とする継続的な就労支援（就労機会の提供および就労に必要な知識、能力の向上をはかる訓練)」が 33.9%となっています。

身体障害者、知的障害者ともに、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて３割を超えているサービスは「Ｂ　外出時の移動支援」、「Ｄ　介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」、「Ｅ　居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」となっています。

≪精神障害者（全対象者）：障害福祉サービスの利用状況≫

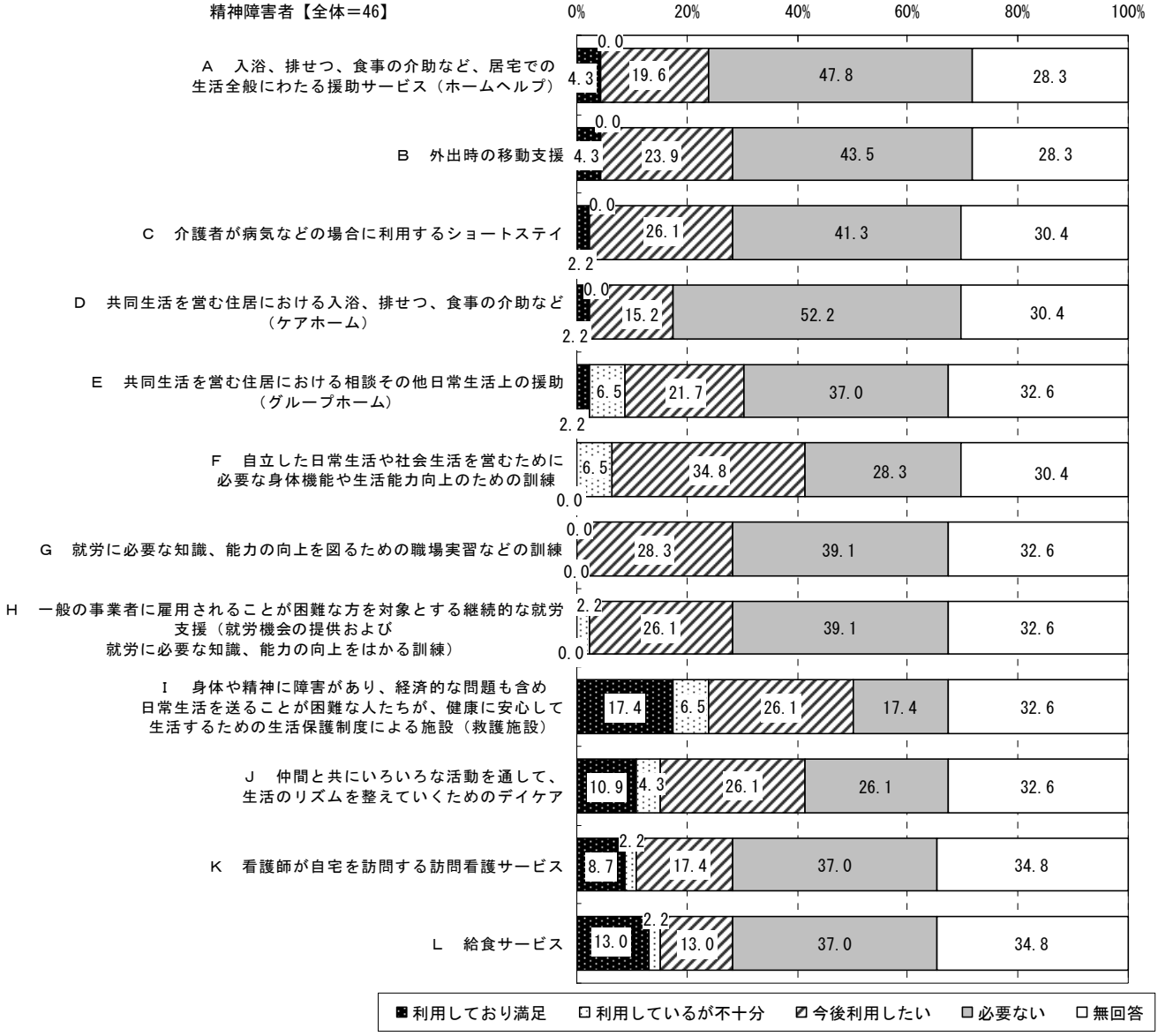

精神障害者の障害福祉サービスの利用状況で、「利用しているが不十分」と「今後利用したい」が合わせて３割を超えているサービスをみると、「Ｆ　自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が 41.3%、「Ｉ　身体や精神に障害があり、経済的な問題も含め日常生活を送ることが困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護制度による施設（救護施設）」が 32.6%、「Ｊ　仲間と共にいろいろな活動を通して、生活のリズムを整えていくためのデイケア」が 30.4%となっています。

「自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」は身体障害者で 25.4%、知的障害者でも 35.6%の方が「今後利用したい」と回答しています。

≪身体障害者（６５歳未満）：障害福祉サービスの利用状況≫

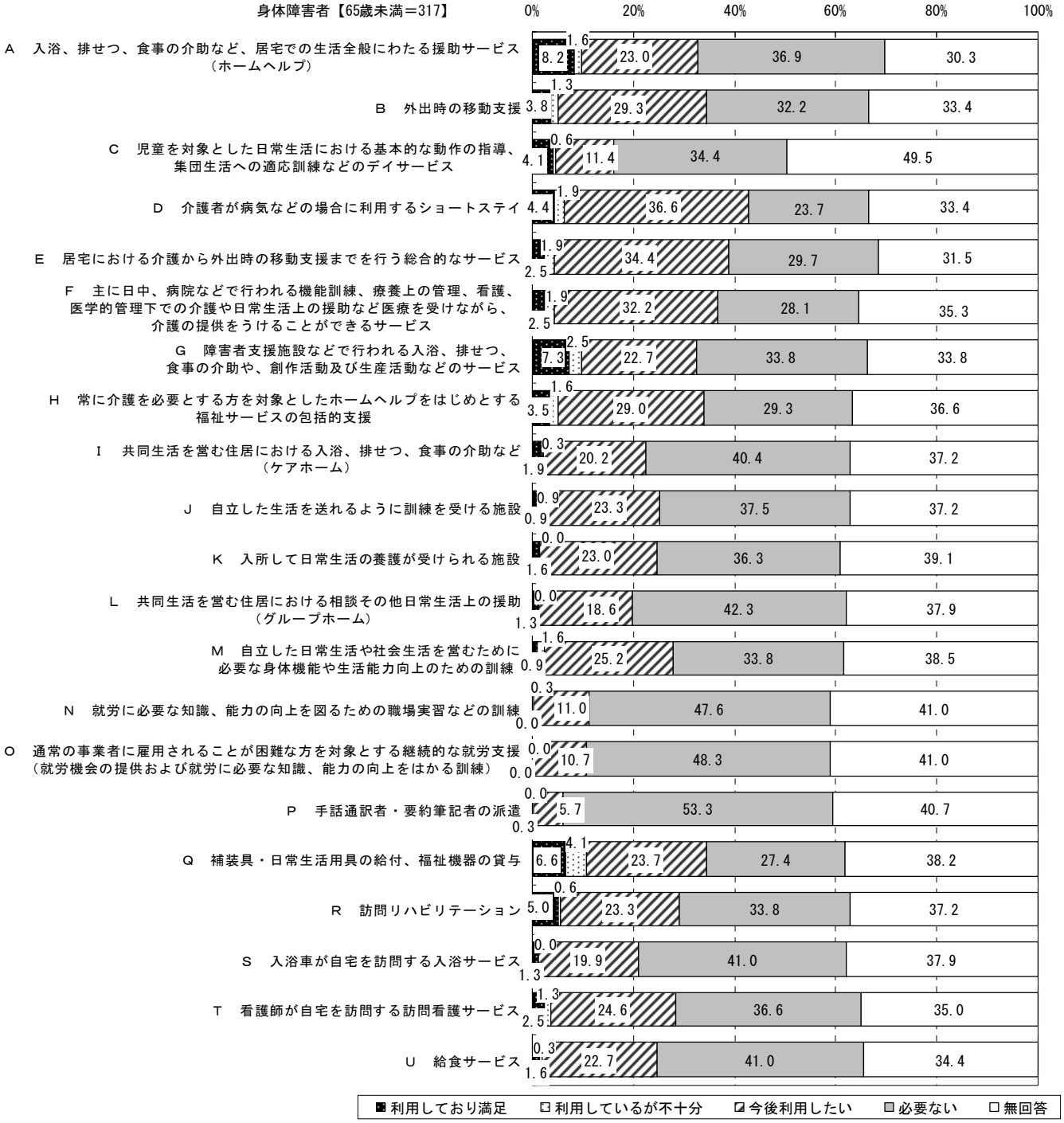

身体障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「今後利用したい」との回答比率は「D　介護者が病気などの場合に利用するショートステイ」が36.6%と最も高くなっています。

≪知的障害者（６５歳未満）：障害福祉サービスの利用状況≫

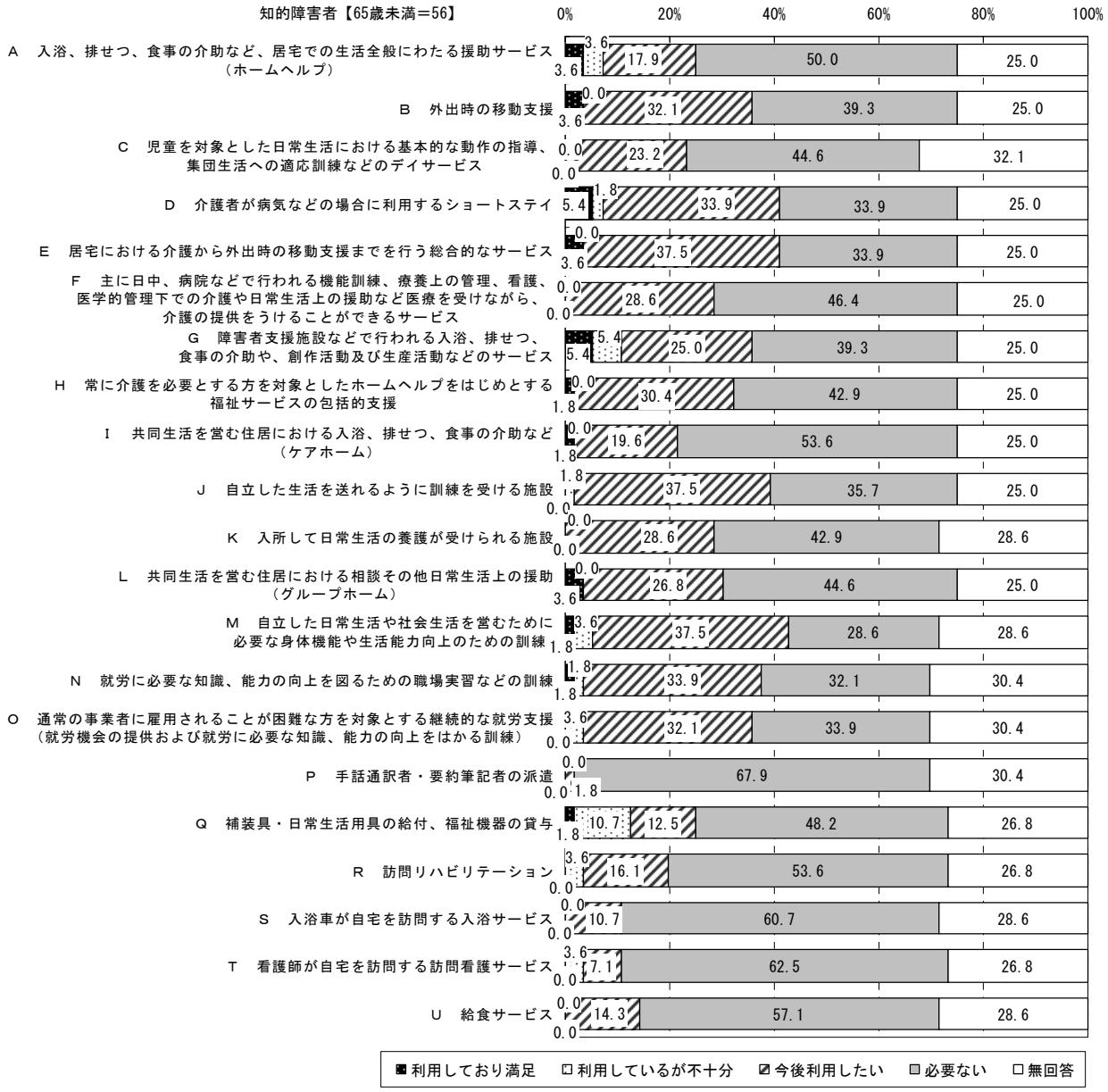

知的障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「M　自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」が「利用しているが不十分」と「今後利用したい」を合わせて41.1%と最も高くなっています。次いで「E　居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス」、「J　自立した生活を送れるように訓練を受ける施設」を「今後利用したい」との回答が同率37.5%と高くなっています。

≪精神障害者（６５歳未満）：障害福祉サービスの利用状況≫

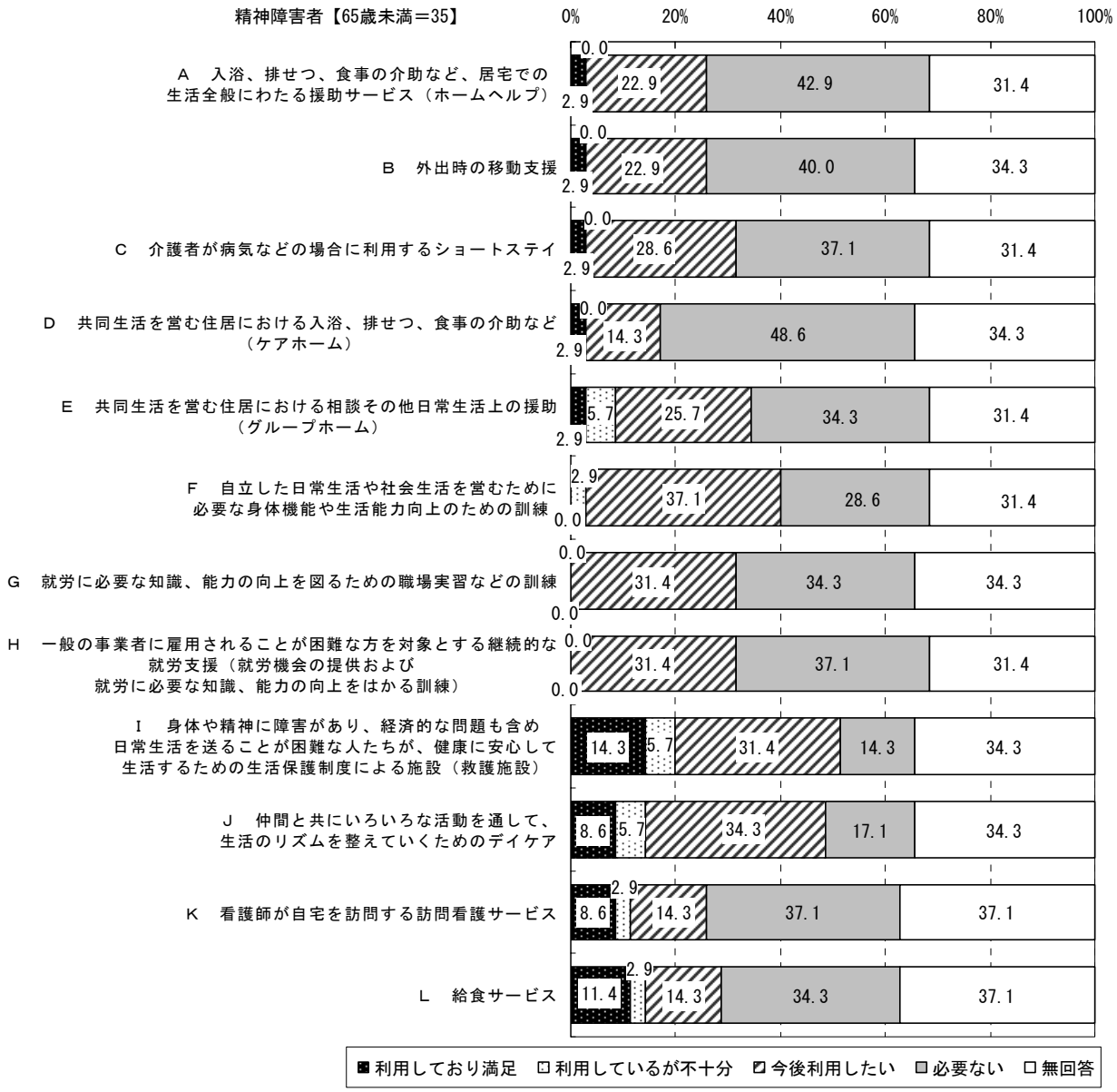

精神障害者のうち65歳未満の障害福祉サービス利用状況をみると、「Ｆ　自立した日常生活や社会生活を営むために必要な身体機能や生活能力向上のための訓練」と「Ｊ　仲間とともにいろいろな活動を通して、生活のリズムを整えていくためのデイケア」の２項目が「利用しているが不十分」と「今後利用したい」を合わせて40.0%と最も高くなっています。

（14）今後の生活の不安なことについて

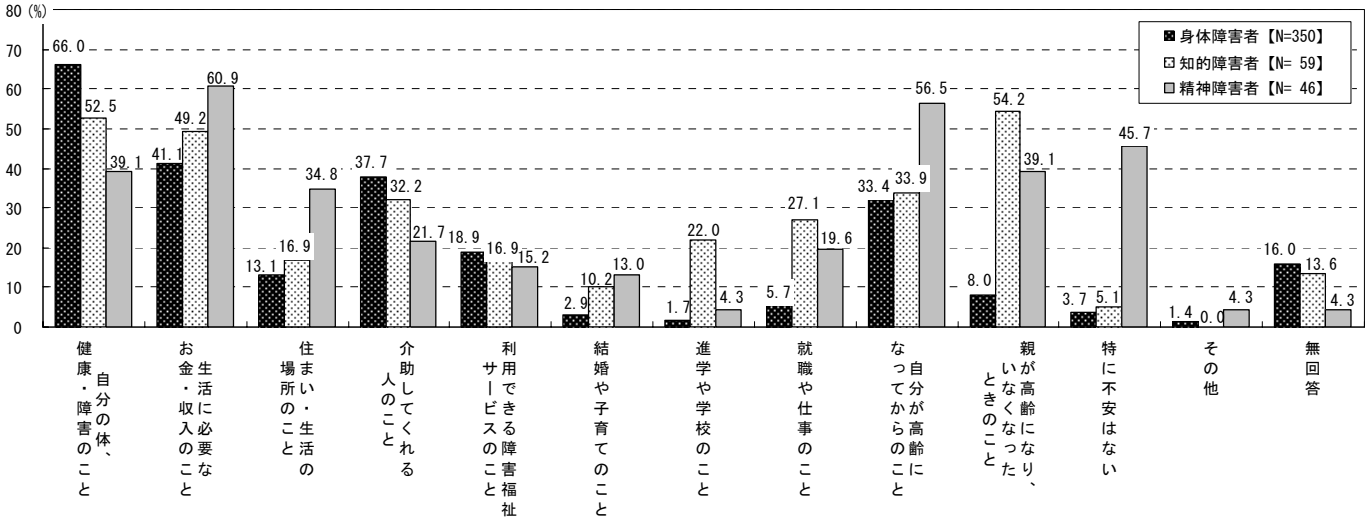

これからの生活で不安なことについては、身体障害者で「自分の体、健康・障害のこと」が 66.0％と三分の二を占めており最も高くなっています。次いで「生活に必要なお金・収入のこと」、「介助してくれる人のこと」が続いています。

知的障害者では「親が高齢になり、いなくなったときのこと」が最も高く、「自分の体、健康・障害のこと」、「生活に必要なお金・収入のこと」が続いています。また以上の３つが５ポイントの範囲内で並んでいます。

精神障害者では「生活に必要なお金・収入のこと」が最も高くなっています。次いで「自分が高齢になってからのこと」が 56.5％と続いていますが、「特に不安がない」も 45.7％であり、これは身体障害者、知的障害者と比べて特に高い割合となっています。

(15) 障害のある人にとって住みやすいまちづくりについて

≪身体障害者≫

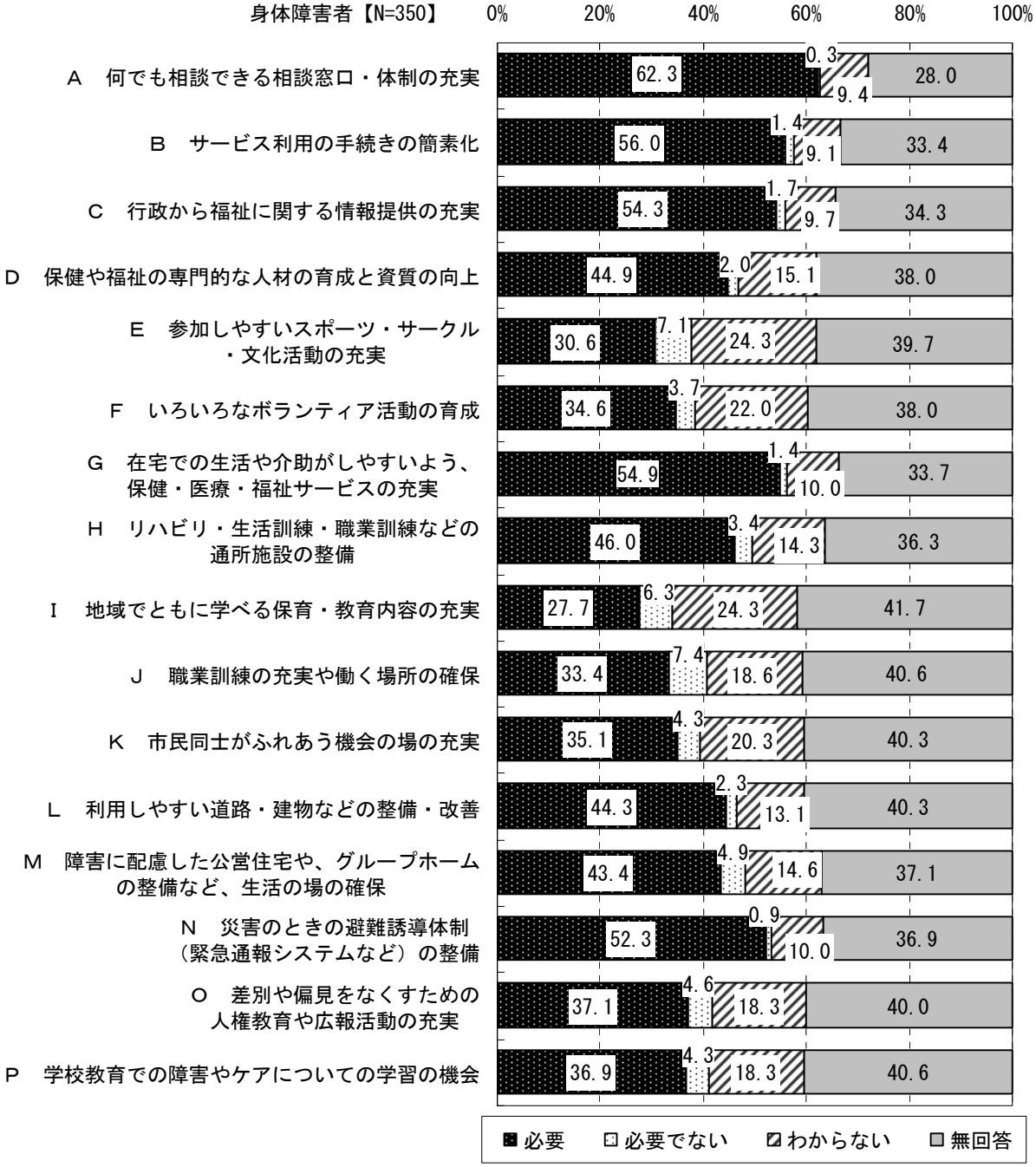

身体障害者からみた「障害のある人にとって必要な福祉施策」をみると、「必要」が５割を超えているのは「A　何でも相談できる相談窓口・体制の充実」の 62.3%、「B　サービス利用の手続きの簡素化」の 56.0%、「C　行政から福祉に関する情報提供の充実」の 54.3%、「G　在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実」の 54.9%、「N　災害のときの避難誘導体制（緊急通報システムなど）の整備」の 52.3%となっています。

≪知的障害者≫

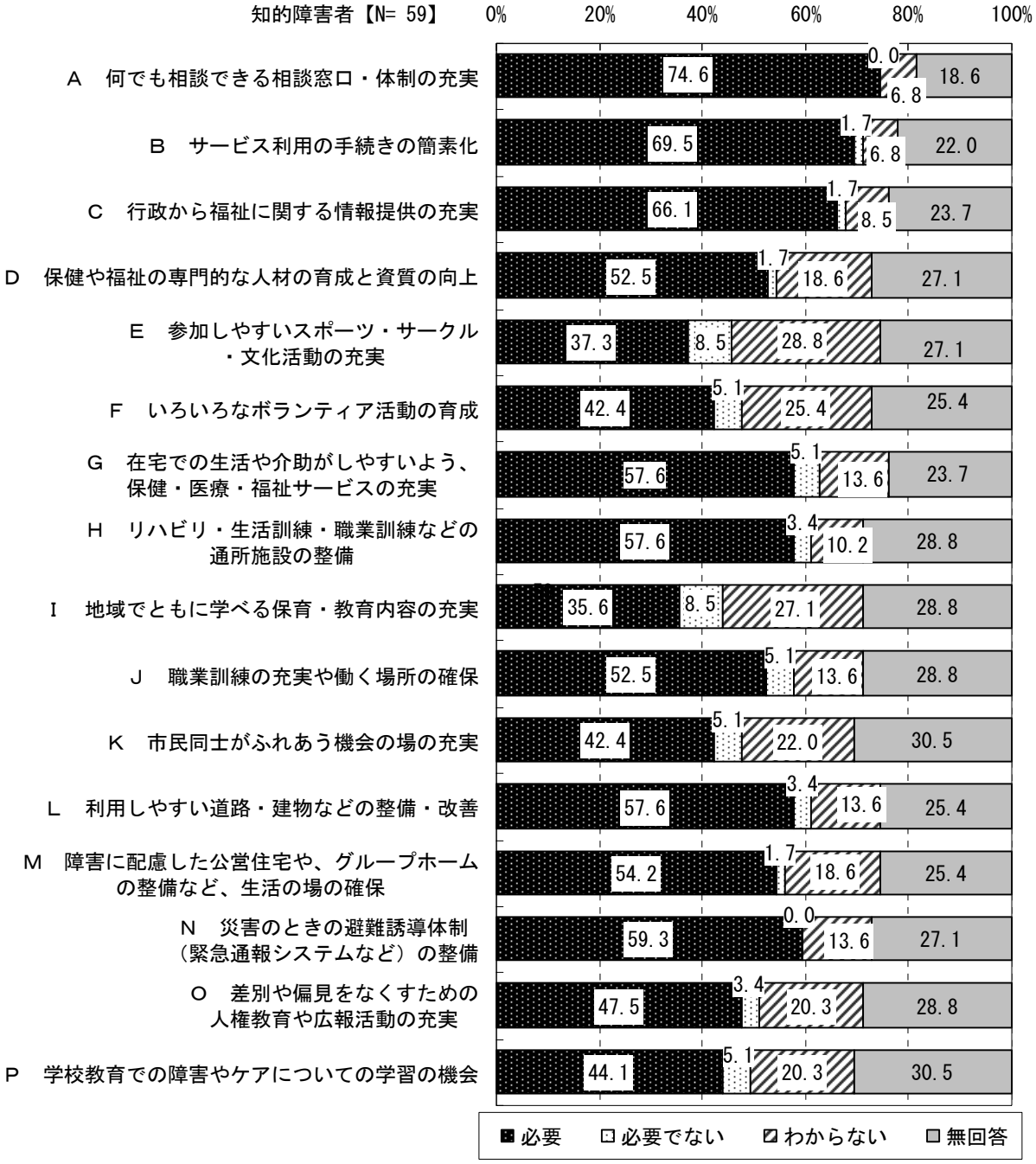

知的障害者からみた「障害のある人にとって必要な福祉施策」をみると、全ての項目において、「必要」の割合が身体障害者を上回っています。その中で「必要」の割合が 50%を超えるものが 10 項目あります。

≪精神障害者≫

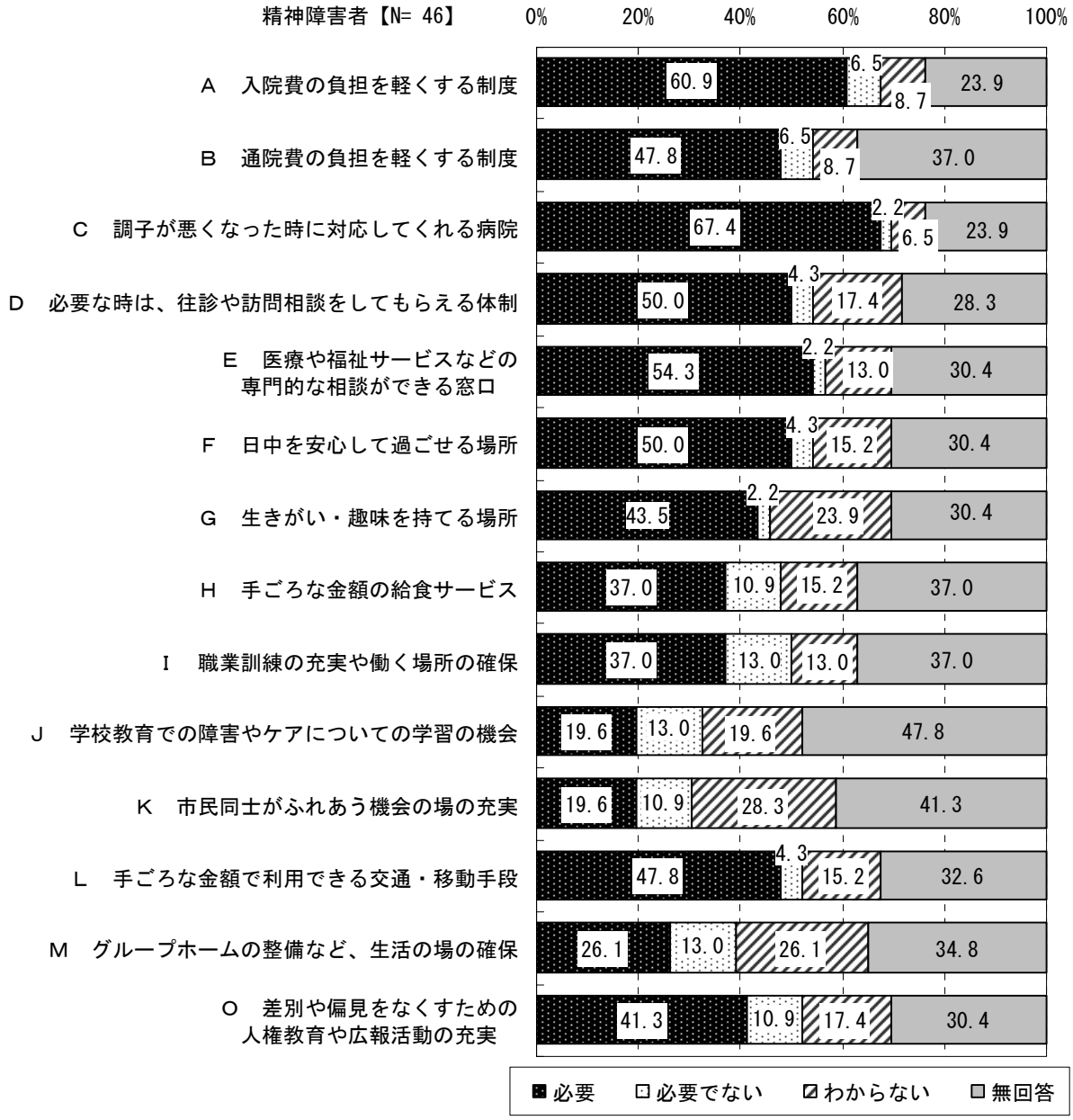

対象となる精神障害者が生活しやすくなるために必要な福祉施策をみると、「必要」の割合は「C　調子が悪くなった時に対応してくれる病院」が最も高く、次いで「A　入院費の負担を軽くする制度」、「E　医療や福祉サービスなどの専門的な相談ができる窓口」、「D　必要な時は、往診や訪問相談をしてもらえる体制」、「F　日中を安心して過ごせる場所」の順となっています。

（16）成年後見制度の利用について

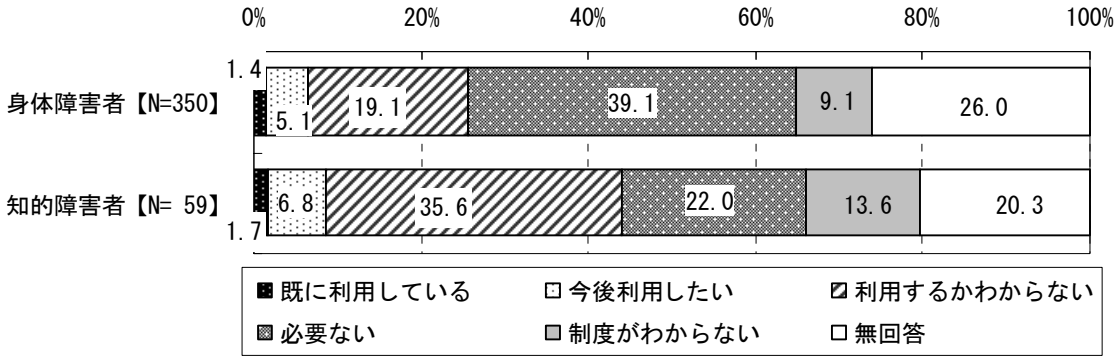

「成年後見制度」の利用状況、意向をみると、身体障害者で「既に利用している」は1.4%、「今後利用したい」は5.1%となりました。最も多かったのは「必要ない」の39.1%で、次いで「利用するかわからない」が19.1%となっています。

知的障害者で「既に利用している」は1.7%、「今後利用したい」は6.8%となりました。最も多かったのは「利用するかわからない」の35.6%で、次いで「必要ない」が22.2%となっています。

なお、身体障害者、知的障害者ともに「制度がわからない」、「無回答」をあわせると30%を超えています。

4　関係機関への調査による現状と課題

〔１〕調査の概要

（１）調査の種類及び対象者

■アンケート調査①（障害者団体）
平成 23 年７月１日現在、加東市内の当事者団体、保護者会、ボランティア団体
■アンケート調査②（保育所、幼稚園、学校）
平成 23 年７月１日現在、加東市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、加東市在住の児童・生徒が在籍している特別支援学校
■アンケート調査③（障害福祉サービス等事業所）
平成 23 年７月１日現在、加東市が支給決定した受給者が利用している北播磨圏域の事業所

調査期間：平成 23 年７月 11 日（月）～平成 23 年７月 27 日（水）
調査方法：調査票による記入方式
　　郵送による配布・回収

（２）回収結果

種　　類	団　　体	配布数	有効回収数	有効回収率
アンケート調査①	当事者団体・保護者会 ボランティア団体	5	5	100.0%
アンケート調査②	保育所・幼稚園・学校	38	29	76.3%
アンケート調査③	障害福祉サービス等事業所	34	21	61.8%

〔２〕調査結果の抜粋

（１）当事者団体・保護者会・ボランティア団体アンケート（アンケート調査①）

Ⅰ　現状や活動上の課題

当事者団体、保護者会では、会員の減少、会の役員のなり手がいない、家族の高齢化などで運営が難しい等の意見が多くありました。

Ⅱ　今後の施策に求めるもの

①　保健・医療・福祉サービス

保健・医療・福祉サービスについては、機能訓練や療育の充実、グループホームの設置や日常生活訓練の場の確保、学校の長期休暇中の居場所の整備を希望する意見がありました。

②　情報提供・相談体制

相談体制については、相談支援事業所に関して、障害や介護などの複合化したケースにも対応できる経験豊富な相談員の配置や相談機能の強化を求める意見が複数ありました。

また、社会福祉課窓口において相談員が誰かを分かりやすくしてほしいとの希望も出ています。

③　教育・保育

教育については、学校（特別支援学校を含む）への障害児対応の充実を希望する意見がありました。

④　雇用・就労

雇用や就労については、障害者雇用枠の活用、市役所業務の作業所への発注など、就労のための体制づくりを希望する意見が一番多くありました。

また、就労相談の窓口の提示、就労移行（継続）支援などの事業所の整備、特別支援学校での就労に向けた支援体制の整備を求める意見がありました。

⑤　生活環境・災害対策

災害対策としては、地域の障害のある人を把握し、災害時の緊急連絡や支援体制を整備し、勉強会や防災の会議や訓練に障害者団体からも参加できるようにしてほしいとの意見がありました。

また、障害種別や特性に配慮した福祉避難所の設置を希望する意見がありました。

⑥　社会参加・地域支援策

社会参加・地域支援策としては、ガイドヘルパーの育成と移動支援サービスの充実を希望する意見が複数ありました。

⑦　その他

その他の意見としては、学齢期のデイサービスや日中一時支援等の整備と成年後見制度の利用のための支援を求める意見が複数ありました。

（２）保育所･幼稚園･小学校･中学校･特別支援学校アンケート（アンケート調査②）

Ⅰ　保育所・幼稚園・学校での課題

保育所・幼稚園・学校での課題としては、保護者に子どもの実情と特性を理解してもらうことや、特別な支援が必要な児童への対応の充実（専門家の指導等）を求める意見が多くありました。

また、健診や相談で問題がないとされたが、保育所等では発達上の問題を感じられる子どもへの対応について、現場はとまどいがあるとの意見がありました。

その他にも、保育や教育現場において、視覚化・構造化などの実践が困難であること、通常学級での対応の困難さ、定期的な巡回サポートや専門家の支援の充実などの課題があげられています。

また、中学校では、様々な障害のある生徒の進学や就労に向けての情報交換、入試や進学後の学習面及び生活面での支援体制づくりも課題としてあがっています。

Ⅱ　今後の施策に求めるもの

①　保健・医療・福祉サービス

保健・医療・福祉サービスについては、市内に専門的な訓練や発達相談ができる施設等が整備されることを望む意見が複数ありました。

また、サポートファイルの効果的で継続的な活用、福祉サービス内容や利用方法の周知、巡回による専門的な指導を求める意見がありました。

②　情報提供・相談体制

相談体制については、保護者や保育者・教師向けの相談体制を整えてほしいという意見が一番多くありました。

また、保育所や幼稚園、学校に専門家の配置もしくは定期的な巡回相談を求める意見もありました。

情報提供については、定期健診・相談の前後に保健センターとの情報交換を望む意見がありました。

また、保育所では学校に情報提供した児童の就学後の情報を得ることで、保育所でのかかわりをフィードバックしたいとの意見がありました。

③　教育・保育

教育・保育については、保育所・幼稚園→小学校、小学校→中学校、中学校→高等学校･高等部の移行支援体制づくりのさらなる充実を求める意見が複数ありました。

保育所では、専門的な指導ができる人の配置や保育現場での研修を求める意見と、障害のある子どもへの指導を充実させるための助成制度の対象年齢の引き下げなどの希望がありました。

学校では、個別ニーズに応じた指導ができるような教材のヒントや実践例を入手できるシステム、特別支援教育の専門知識のある職員の配置、特別支援学校と保育所・幼稚園との連携強化、特別支援教育についての理解を深めるための保護者研修の実施等の意見があげられています。

④　雇用・就労

雇用・就労については、学校、北播磨就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、行政との連携の強化、特別支援学校卒業後の企業等への採用についての働きかけ、地元での就労場所の確保、北播磨障害者(児)地域自立支援協議会就労支援部会の充実などの意見があげられています。

⑤　生活環境・災害対策

災害対策としては、災害時における発達障害者(児)向けマニュアルの作成、避難施設の環境整備（個室、防音等）やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をすすめてほしいという意見がありました。

⑥　社会参加・地域支援策

社会参加については、地域住民が障害の理解を深めるような講習の場を求める意見がありました。

また、障害者福祉を実現するために、障害者の意見や要望が取り入れられる仕組みの整備を希望されています。

⑦　その他

保護者会などの組織作りと組織へのサポートを希望する意見がありました。

（３）障害福祉サービス等事業所アンケート（アンケート調査③）

Ⅰ　利用者に関する課題と方策

①　利用者に関連する問題点や課題

事業所では、利用者の増加に伴う職員の不足、障害種別に応じた利用者一人ひとりに対しての細やかな対応が困難であるとの意見が多くありました。その反面、地域活動支援センターの一部では利用者の確保が課題となっています。

また、家族の高齢化により成年後見制度の活用などの必要性が高まっているとの意見がありました。

②　今後、求められる取り組みや方策

３障害の区分を明確にした利用者の確保、サービス基盤の整備やサービスの充実、関係機関との連携があげられています。

Ⅱ　事業運営面に関する課題と方策

①　問題点や課題

事業所の運営面については、職員の労働環境（賃金・勤務形態等）が厳しく、専門性や休日の支援など質の向上を求められることが多くなっており、職員負担が増加→退職→慢性的な職員不足状態が続いているとの意見が多数ありました。

また、地域活動支援センターでは、補助金だけでは事業所の運営が困難であるとの意見が複数ありました。

その他、職員の勤務時間が多様で職員全員を対象にした研修の実施が難しいことや訪問系サービスの依頼の増加に対し、対象者の拡散で事業の運営が難しいなどの意見もありました。

②　今後、求められる取り組みや方策

職員の給与アップや働きやすい職場にするなど、職員の労働環境の改善を図ることや、商工会と連携し安定的な仕事の供給を希望する意見がありました。

Ⅲ　サービスや活動ついての課題と方策

①　問題点や課題

サービスや活動については、３障害へのサービス提供では、活動内容の拡充が困難との意見がありました。

また、個別支援計画の作成、会議・研修会の開催や参加などは難しいとの意見がありました。

②　今後、求められる取り組みや方策

サービスや活動に求められる取り組みとしては、地域ごとのグループホームやケアホームの設置を推進してほしいとの希望がありました。

また、職員の研修参加や事業所内での学習会、事例検討会などの開催ができるような支援が必要であるとの意見がありました。

Ⅳ　関係機関との連携についての課題と方策

①　問題点や課題

関係機関との連携については、各関係事業所との横のつながりが薄く、情報交換が十分でないとの課題が複数の事業所からあげられています。

②　今後、求められる取り組みや方策

他の事業所との関係づくりの強化が求められています。既存の北播磨障害者(児)地域自立支援協議会の生活支援部会への参加を通して、関係強化に努めていく必要があります。

Ⅴ　その他

①　今後、求められる取り組みや方策

ボランティアの育成などを通じて、地域力の向上を求める意見がありました。
また、当事者、当事者家族のつどいの開催などを希望する意見もありました。

Ⅵ　利用者が現在の障害福祉施策やサービスについて感じていること

利用者が福祉施策やサービスについての情報を知らないとの意見が複数ありました。

また、サービス利用の条件に障害者手帳の取得が必要であること、障害種別や等級で利用できるサービスに差があること、毎年の更新手続きが煩雑であることなど、利用者にとって制約や負担が大きいとの意見がありました。さらに、他の市に比べて支給決定量が少ないとの意見もありました。

Ⅶ　必要だが行われていないサービスや支援

現在、必要とされるサービスや支援としては、居場所づくりの充実、就労支援（職場体験場所の提供やそのための制度の整備)、障害のある人の移動の支援（巡回バスを走らせる等移動をしやすくする）との意見が複数ありました。

また、24 時間のヘルパー支援や休日対応の増加、小学校高学年以上の子どもへの家事支援（調理や掃除などを教えていくため）の導入、当事者グループの立ち上げ援助、地域活動支援センターの連携強化支援、サービスの利用体験の実施、障害のある人（特に精神障害者）に対する理解を市民へ広げる啓発活動などの意見がありました。

Ⅷ　基盤整備のために加東市が取り組むべき課題やその他の意見

●子どもに関することでは、市内に発達支援センターを設置し、様々な障害のある子どもへの療育や家族支援を行うこと、普通学校教員に対して特別支援学校での定期的な現場実習を求める意見、特別支援学校卒業後の進路の確保などに取り組むべきとの意見がありました。

●就労関係については、障害者雇用の拡大、就労支援の充実、障害のある人の一般就労の充実、中途障害者が職場復帰しやすい職場環境整備のために、地域の企業や事業所向けの障害概念の理解についての講演会や研修会などの機会を設けてほしいとの意見がありました。

●事業所の設置については、市内に短期入所事業や日中一時支援事業を行う事業所の設置を希望する意見がありました。
また、運営については、地域活動支援センターへの補助金の増額や指導員の研修制度が必要であること、安定した事業所運営が図られるように、継続的な支援や施策を整備してほしいなどの意見がありました。
●連携については、各種支援ネットワークの充実を図るため、加東市単独での自立支援協議会の設置や福祉関係者に限らない関係機関が参集する地域連携会議の設置を希望する意見がありました。
また、地域生活の場の確保や就労支援、災害時の障害のある人への対応などについて連携強化を進めてほしいとの意見がありました。
●行政への要望としては、事業所が開催している職員研修会へのバックアップや行政職員の障害のある人への理解に関する研修の実施などの意見がありました。
また、障害のある人、障害のある子どもやその家族の望む社会資源やサービス量をふまえた福祉計画における数値目標の設定を希望する意見がありました。
●その他の意見としては、ヘルパーの利用要件に関する意見（多動、他害のある方の移動支援で１対１の対応では不十分。入院中、常時介護が必要な場合、病室へのヘルパー派遣を可能としてほしい）などの意見がありました。

5　障害福祉サービスの利用状況の比較

（単位：人、%）

	全国		兵庫県		加東市	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	構成比
訪問系サービス	137,642	18.13	6,915	21.19	33	15.64
居宅介護	123,089	16.22	6,167	18.90	31	14.69
重度訪問介護	8,475	1.12	616	1.89	2	0.95
行動援護	6,044	0.80	132	0.40	0	0.00
重度障害者等包括支援	34	0.00	0	0.00	0	0.00
日中活動系サービス	420,771	55.43	17,637	54.05	105	49.76
生活介護	178,603	23.53	8,495	26.04	55	26.07
自立訓練(機能訓練)	2,605	0.34	141	0.43	4	1.90
自立訓練(生活訓練)	9,688	1.28	391	1.20	3	1.42
宿泊型自立訓練	1,353	0.18	1	0.00	0	0.00
就労移行支援	21,929	2.89	625	1.92	4	1.90
就労移行支援(養成施設)	148	0.02	35	0.11	0	0.00
就労継続支援(A型)	15,957	2.10	461	1.41	9	4.27
就労継続支援(B型)	124,644	16.42	5,587	17.12	30	14.22
児童デイサービス	65,844	8.67	1,901	5.83	0	0.00
短期入所	31,950	4.21	1,825	5.59	4	1.90
療養介護	2,119	0.28	73	0.22	1	0.47
居住系サービス	67,578	8.90	1,679	5.15	8	3.79
共同生活介護	44,865	5.91	1,371	4.20	5	2.37
共同生活援助	22,713	2.99	308	0.94	3	1.42
施設入所支援	93,180	12.28	4,776	14.64	50	23.70
旧法施設支援費(入所)	43,179	5.69	671	2.06	7	3.32
旧身体障害者更生施設	859	0.11	5	0.02	0	0.00
旧身体障害者療護施設	6,251	0.82	110	0.34	1	0.47
旧身体障害者授産施設	1,773	0.23	9	0.03	0	0.00
旧知的障害者更生施設	27,740	3.65	416	1.27	3	1.42
旧知的障害者授産施設	5,263	0.69	100	0.31	2	0.95
旧知的障害者通勤寮	1,293	0.17	31	0.10	1	0.47
旧法施設支援費(通所)	27,859	3.67	1,169	3.58	3	1.42
旧身体障害者更生施設	135	0.02	0	0.00	0	0.00
旧身体障害者療護施設	234	0.03	0	0.00	0	0.00
旧身体障害者授産施設	2,387	0.31	53	0.16	0	0.00
旧知的障害者更生施設	6,083	0.80	202	0.62	0	0.00
旧知的障害者授産施設	19,020	2.51	914	2.80	3	1.42
合計	759,077		32,628		211	
指定相談支援	3,875		131		0	

資料：平成 23 年 8 月分国保連合会支払実績より

障害福祉サービスの利用状況については、上表のとおり整理されます。全国及び兵庫県の状況と比べ差異のあるサービスをみてみると「施設入所支援」の構成比は、国や県を 10 ポイント前後も上回っています。日中活動系サービスの内訳では、「生活介護」の利用者構成比が県に近似しており、就労継続支援（A型）の構成比については 4.27%と全国の 2 倍となっています。

６　障害者福祉を取り巻く課題

〔１〕一貫した教育・療育

（１）アンケート調査から

①保育所・幼稚園・学校に在籍している方が感じていることについては、教師等の専門性の不足と障害特性に応じた配慮が必要とされており、教職員等の障害のある子どもへの理解の促進と指導力の向上が課題です。

②休日等に活動できる仲間や施設が不足しているとの回答もあり、日中活動の場の確保も課題です。

（２）関係機関への調査から

①当事者団体等からは、学校での障害児対応の充実が求められており、教職員研修やマンパワー確保など特別支援教育体制のさらなる充実が課題です。

②保育所・幼稚園・学校の意見では、保育所・幼稚園→小学校、小学校→中学校といった移行支援体制づくりの充実、情報交換と情報の共有化の充実が必要とされており、一貫した支援の継続が課題です。

③専門家の配置や巡回相談などの支援体制が求められており、専門機関（北はりま特別支援学校、兵庫教育大学、わかあゆ園等）との連携の強化が必要です。

（３）障害福祉サービス利用状況から

①サービス利用状況では、児童デイサービスの利用がないのは、市内・近隣市に児童デイサービスの事業所がないためです。療育・訓練等のサービス基盤の整備が課題です。

〔２〕雇用促進

（１）アンケート調査から

①現在就労している人の不満としては、給料の少なさが一番多く回答されており、障害のある人の雇用条件・雇用形態の改善が課題です。

（２）関係機関への調査から

①当事者団体等では、障害者雇用枠の活用や市役所業務の地域活動支援センターへの発注、就労相談の窓口提示など就労のための体制づくりが必要との意見が多くあり、障害のある人の希望や適性に応じた雇用機会の提供や就労支援が課題です。

②就労移行（継続）支援などの事業所の整備が必要とされており、就労移行（継続）支援事業所の充実と利用の促進が課題です。

③当事者団体等と学校では、特別支援学校での就労支援体制の整備が必要とされており、卒業後の就労に向けての支援と就労の場の確保が課題です。

④事業所では、障害者雇用の拡大、就労支援の充実、中途障害者の職場復帰の支援などが必要とされており、就労の促進と定着への支援が課題です。

⑤地域の企業や事業所に障害概念の理解が求められており、雇用主や従業員については、個々の障害特性や障害のある人への理解が課題です。

⑥事業所では、利用者のサービス利用の取捨選択により、利用者が増加する事業所と減少する事業所の二極化が進み、事業所の運営が困難との回答が多くありました。

〔３〕保健・医療

（１）アンケート調査から

①精神科に通院している人の四分の一は、障害者自立支援医療の利用をしていない、わからないと回答しており、継続的な医療が必要な精神障害者が障害者自立支援医療を利用できるよう広報・啓発が必要です。

（２）関係機関への調査から

①当事者団体等と保育所･幼稚園･小学校では、専門的な機能訓練や療育の充実、日常生活訓練の場の確保を求める意見が多数あることから、専門的な支援ができる医療・療育機関の充実が課題です。

〔４〕福祉サービス

（１）アンケート調査から

①「今後利用したい」障害福祉サービスでは、短期入所、自立した生活を営むための訓練、総合的なサービス、デイケア等との回答がありました。また、主に援助している人が困っていることでは、将来の見通しへの不安、心身の疲労、事業所の不足等との回答があることから、障害福祉サービス事業所の基盤整備と充実が課題です。

（２）関係機関への調査から

①事業所では、利用者が福祉サービスについての情報を知らないこと、サービス利用の手続きが煩雑で利用者への負担が大きいとの回答が複数あることから、各種制度や福祉サービス等に関する情報提供の徹底が課題です。

②当事者団体等や保育所・幼稚園・学校では、経験豊富な相談員の配置や相談機能の強化などの回答が複数あり、相談体制の整備とさらなる充実が課題です。

③補助金では運営が困難、採算面に問題があるという意見が複数あることから、事業所の安定した運営が課題です。

（３）障害福祉サービス利用状況から

①障害福祉サービスの利用を全国・県と比較すると、訪問系サービスの利用が少なく、施設入所支援の利用が多くなっています。短期入所、児童デイサービスは全国・県に比べ利用が少ないことから、在宅生活を支援する訪問系・児童デイサービスなどの整備と充実が重要な課題です。

〔５〕福祉のまちづくり

（１）アンケート調査から

①外出時に不便を感じることでは、身体障害者からは、施設や道路の段差、障害者用の駐車場やトイレが少ないとの回答があり、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入など、民間を含めた施設の整備を図ることが課題です。

②外出時に不便に感じることでは、知的障害者からは「初めての場所へ一人で行けない」、「公共交通機関が利用しにくい」との意見があり、移動支援などの外出時の支援が課題です。

③災害時に困ると思うことでは、災害情報がわからない、避難に時間がかかる、避難所が障害のある人に配慮されていないとの回答が多くあり、障害種別によって困る事がらに相違があることから、それぞれの特性に配慮した情報伝達や避難誘導、避難所運営など、支援体制の整備が重要な課題です。

（２）関係機関への調査から

①当事者団体等や保育所・幼稚園・学校では、災害時の緊急連絡や支援の体制、障害特性に応じた避難施設の整備などの回答がありました。障害特性に配慮した要援護者台帳と支援マニュアルの整備が課題です。

②事業所では、必要だが行なわれていないサービスとして、巡回バス等による障害のある人の移動手段の確保という意見が複数ありました。

（３）障害福祉サービス利用状況から

①全国・県との比較では、施設入所支援の利用者が多く、ケアホーム・グループホームの利用者が少ないことから、ケアホーム・グループホームの必要性の検討が課題です。

〔６〕意識啓発・人づくり・社会参加

（１）アンケート調査から

①障害のある人が社会活動や地域行事に参加するには、参加者に障害のある人に対する理解を深めてほしいとの意見が最も多くあるため、地域住民に対して障害者福祉に関する学習の機会の創出が必要です。

②成年後見制度などの利用については、「制度がわからない」、「無回答」が約 3 割あり、制度の周知が課題です。

③障害福祉サービス関連の情報入手先については、市役所の窓口、広報紙との回答が多くあり、情報提供体制の整備が課題です。

（２）関係機関への調査から

①当事者団体等では、社会参加・地域生活支援のためガイドヘルパーの育成と移動支援サービスの充実を希望する意見がありました。移動支援サービスの充実が課題です。

（３）その他

①障害者基本法の改正、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず、人として尊厳をもって生きることができる地域づくりへの取り組みが必要です。